



富山県信用組合

D
I
S
C
L
O
S
U
R
E

K E N S H I N
D I S C L O S U R E

けんしんNOW

2026

経営理念

お客さまの繁栄と地域社会の発展に貢献する。
経営の健全性を堅持し効率的経営に徹する。
人材を育成し活力ある明るい職場をつくる。

行動指針

- ・私たちは、相互扶助を基本理念とする協同組織金融機関としての原点を忘れず、地域密着型活動の徹底を図り、お客様から選ばれる金融機関をめざします。
- ・私たちは、法令や社会的規範を遵守し、効率的経営に徹するとともに収益確保を図り、より健全な金融機関をめざします。
- ・私たちは、豊かな人間性にあふれ、お客さまから信頼される職員の育成と職場の活性化に努めます。



富山県信用組合の概要

本部所在地	〒939-1371 砺波市栄町5番26号 TEL 0763-33-3351
本店所在地	〒930-0084 富山市大手町3番5号 TEL 076-421-5541
創業	昭和26年
預金残高	977 億円
貸出金残高	495 億円
出資金	29 億 13 百万円
組合員数	20,707 人
常勤役職員数	82 人
店舗数	10店舗

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

目次

ごあいさつ	2
存在意義・中期経営計画・令和7年度事業概要	3
地域社会への貢献	5
コンプライアンス・リスク管理態勢	8
総代会制度について	12
店舗一覧、ATM、営業地域一覧、当組合のあゆみ	17
営業のご案内	19
資料編	
経営の状況	23
自己資本比率規制	31

ごあいさつ



皆さまには、平素より富山県信用組合（けんしん）に格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、令和7年度の業績及び経営の状況をご報告し、私どもの取組みについてご理解を深めていただくための「けんしんNOW2026」を作成いたしましたので、ご高覧いただき、ご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、令和7年度の国内経済は雇用・所得環境の改善を背景に景気は緩やかに回復基調にあるものの、米国の保護主義化による政策変更、中国の内需不振、中東やウクライナの地政学的リスクの高まりなど今後の景気を懸念する材料が山積みしており、コロナ後から続く「回復はしているが力強さに欠ける日本経済」という流れが一段と鮮明になった1年となりました。

また、中小企業・小規模事業者に目を向けると、米国の関税対策の影響による先行き不透明感に加え、円安・物価高の継続や慢性的な人手不足を背景とした賃上げ等によるコストの増加など、収益面でも業者間の格差拡大が強まりつつあり、依然として厳しい状況が続いています。

こうした中、けんしんは組合員、取引先の事業継続、発展に向けて外部機関などとも連携し、経営改善支援への取組みやプロパー融資、弾力的な条件変更等による資金繰り支援など、ニーズや課題に応じた金融仲介機能の発揮に努めてきました。また、個人のお客さまに対しては、ライフステージに応じた各種ローン、預金等のご提案など、皆様の生活に寄り添った活動や職域への深耕を行ってきました。

その結果、令和7年度決算につきましては金融機関の本来業務から生じるコア業務純益は前期比40百万円増加の2億82百万円、当期純利益は前期比1億28百万円増加の3億7百万円となりました。

こうした業績を収めることができましたのも地域の皆さまの温かいご支援の賜物と、心より御礼申し上げます。

これからも私たち「けんしん」は存在意義（パーパス）『一番近くで ささえる 夢かなえる』を根幹に据えながら、「けんしん」の経営理念である『お客さまの繁栄と地域社会の発展に貢献する』を実践し、地域の最も身近な金融機関として、常にお客さまに寄り添い、暮らしや事業を全力でお支えてまいります。

皆様方におかれましては、引続き力強いご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和8年7月

理事長 飯田裕彦

存在意義（パーパス）

「一番近くで ささえる 夢かなえる」

けんしんは、地域の最も身近な金融機関として、常にお客様に寄り添いながら、暮らしや事業をお支えし、お客様の夢・希望・挑戦をかなえるために存在しています。

中期経営計画（令和6年度～令和8年度）

富山県信用組合（けんしん）は、令和6年4月からの3か年計画を策定しております。
私たちは今後とも、地域の発展に資する取組を一層充実・強化してまいります。

重点経営指標



重点取組施策

収益力の強化	●先数・取引基盤の拡大への戦略 ●法人、個人事業主への戦略	●個人への戦略 ●役務取引の強化への戦略
経営基盤の充実	●営業推進体制の強化 ●経営の効率化 ●人材の活用と育成	●資金運用収益の安定化 ●財務内容の健全化 ●各種施策の進捗管理
地域への貢献	●「けんしんSDGs宣言」の実践 ●店舗スペースの活用	

令和7年度事業概要

当組合は、「地域に密着したけんしん」を目指し、地域密着型金融推進計画を推進する一方、リスク管理態勢の強化、収益性の向上等、経営の健全性の確保に取り組んでまいりました。

●預金・積金

期末残高は、前期比41億89百万円減少の977億34百万円、期中平残については、前期比62億32百万円減少の1,020億26百万円となりました。

●貸出金

期末残高は、前期比24億59百万円減少の495億67百万円、期中平残については、前期比25億35百万円減少の506億21百万円となりました。

●利益・配当金

収益面では、資金運用収益の増加により、コア業務純益は前期比40百万円増加の2億82百万円となり、当期純利益は、前期比1億28百万円増加の3億7百万円となりました。

また、出資に対する配当につきましては、年0.50%の割合で実施いたしました。

●自己資本比率

財務の健全性を示す自己資本比率は、10.57%と前期末と比べて0.66ポイント上昇しました。

主要な経営指標の推移

主要な経営指標の推移

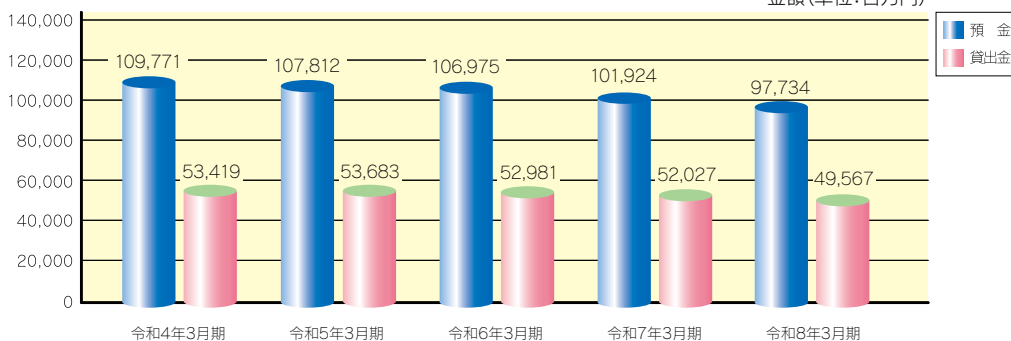
(単位：百万円)

区分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益		1,365	1,257	1,219	1,416	1,583
業務純益（損失）		188	△ 184	△ 1,122	78	165
経常利益（損失）		119	△ 421	△ 1,888	168	297
当期純利益（損失）		64	△ 465	△ 2,129	178	307
預金積金残高		109,771	107,812	106,975	101,924	97,734
貸出金残高		53,419	53,683	52,981	52,027	49,567
有価証券残高		35,266	33,445	25,335	23,444	21,878
総資産額		118,780	111,264	112,292	106,729	102,906
純資産額		3,224	1,872	4,374	4,327	4,656
自己資本比率（単体）		8.04%	7.20%	10.20%	9.91%	10.57%
出資総額		1,470	1,445	3,093	2,965	2,913
うち普通出資総額		1,470	1,445	1,343	1,215	1,163
うち優先出資総額		—	—	1,750	1,750	1,750
出資総口数		2,940 千口	2,891 千口	3,037 千口	2,780 千口	2,676 千口
うち普通出資口数		2,940 千口	2,891 千口	2,687 千口	2,430 千口	2,326 千口
うち優先出資口数		—	—	350 千口	350 千口	350 千口
出資配当金		14 (1.00%)	—	—	7	17
うち普通出資に対する配当金		—	—	—	3 (0.25%)	6 (0.50%)
うち優先出資に対する配当金		—	—	—	3 (0.11%)	11 (0.33%)
職員数		109 人	104 人	104 人	87 人	82 人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
2. 職員数は、常勤役員と嘱託が含まれております。

預金・貸出金の推移

金額(単位:百万円)



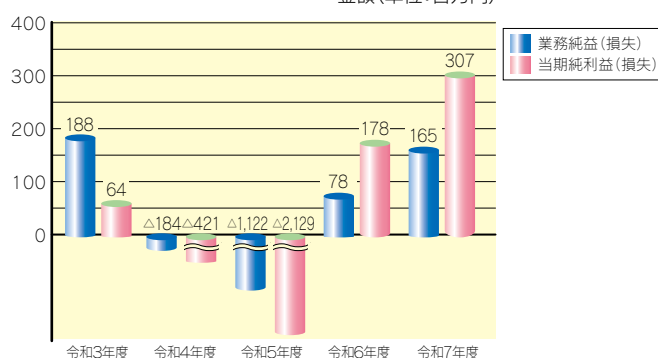
自己資本額・自己資本比率の推移

金額(単位:百万円)



業務純益・当期純利益の推移

金額(単位:百万円)



■法定監査の状況

通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分案」につきましては、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、河村公認会計士事務所 公認会計士 河村拓栄氏の監査を受けております。

■代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認

私は、当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第75期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和8年6月25日

富山県信用組合 理事長

飯田裕彦

当組合では、令和7年度においても地域密着型金融の推進を恒久的な取り組みとして捉え、中小企業金融の円滑化と地域経済の活性化に取り組んでまいりました。

1. 地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、富山県内を営業地区とし、富山市・高岡市・射水市・砺波市・南砺市に店舗を配置し、地域の皆さまが組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

お客さま一人ひとりの顔が見えるキメ細かな取引を基本としており、常にお客さまの事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、お客さまの利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

2. 預金を通じた地域貢献

当組合は、地域の皆さまからお預りした大切なご預金は、厳正かつ公正な審査に基づき、地域の皆さまへ積極的にご融資し、お客さまおよび地域社会の健全な発展のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地域の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、金融機能の提供に止まらず、地域文化発展といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に取り組んでおります。

3. 融資を通じた地域貢献

●貸出金の利用状況

8年3月末の貸出金の利用状況は、個人向け融資95億円、事業性融資336億円、地方公共団体63億円のご利用をいただいております。

●貸出金使途の利用状況

8年3月末の貸出金の使途別利用状況は、設備資金190億円、運転資金305億円のご利用をいただいております。

●富山県信用保証協会の取扱状況

富山県信用保証協会の取扱状況は、令和7年度新規実行として、136件1,053百万円のご利用をいただき、残高は87億円となっております。

●住宅ローン・消費者ローンの利用状況

令和7年度は、住宅ローン20件268百万円、消費者ローン306件672百万円の新規ご利用をいただいております。

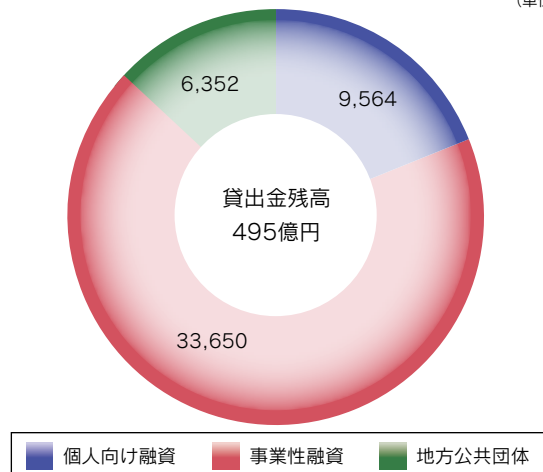
富山県は全国でも持ち家率が高いことから、住宅ローンは低金利商品を推進しており、残高は5,760百万円となっております。

●奨学ローンの利用状況

富山県は、全国でも大学進学率が高いことから、奨学ローンは低金利商品を推進しており、令和7年度新規実行として、7件23百万円のご利用をいただいております。

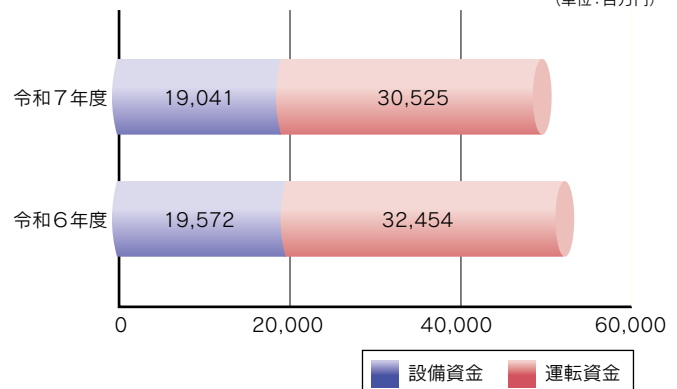
貸出金の内訳（令和8年3月末現在）

（単位：百万円）



貸出金使途の内訳（令和8年3月末現在）

（単位：百万円）



4. お取引先への支援状況等

当組合は、ウイズコロナ・アフターコロナを見据えつつ、地域経済の活性化に向けて、お客さまの支援強化を図るため、新たな価値創造、事業の再構築を目指す取引先への各種補助金・助成金情報の提供や申請支援等による経営改善支援、販路拡大支援、創業支援、事業継承支援などに取り組んできております。

また、外部リソースの活用に向け、平成29年度からは第一勧業信用組合（東京）との連携協定、富山労働局との連携協定、富山県中小企業家同友会との連携協定、リンカーズ株式会社との業務提携に関する協定、株式会社北陸カードとの連携協力などを進めてまいりました。

●創業・新事業支援への取組み

当組合では、営業店の「創業・新事業・経営相談窓口」により、17先の創業・新事業支援を行っております。

●取引先に対する経営相談・支援の取組み

当組合では、お取引先に対し、経営改善に向けた相談・指導を行っております。7年度は、個人事業者も含めて14先の支援に努めました。

●経営改善支援の取組状況

[6年度(6年4月～7年3月)]

(単位：先)

	期 初 債 務 者 数 (令和6年4月)	う ち 経 営 支 援 取 組 先	令 和 7 年 3 月 末 の 債 務 者 区 分 上 昇 先 数	令 和 7 年 3 月 末 の 債 務 者 区 分 不 変 先
正 常 先	990	—		—
要 注 意 先				
うちその他要注意先	198	10	1	9
うち要管理先	4	—	—	—
破 綻 懸 念 先	59	13	—	10
実 質 破 綻 先	47	—	—	—
破 綻 先	19	—	—	—
合 計	1,317	23	1	19

[7年度(7年4月～8年3月)]

(単位：先)

	期 初 債 務 者 数 (令和7年4月)	う ち 経 営 支 援 取 組 先	令 和 8 年 3 月 末 の 債 務 者 区 分 上 昇 先 数	令 和 8 年 3 月 末 の 債 務 者 区 分 不 変 先
正 常 先	954	—		—
要 注 意 先				
うちその他要注意先	193	11	—	10
うち要管理先	5	—	—	—
破 綻 懸 念 先	50	11	—	10
実 質 破 綻 先	55	1	—	1
破 綻 先	14	—	—	—
合 計	1,279	23	—	21

(注) 債務者数、経営支援取組先は、取引先企業（個人事業主を含む）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含めておりません。

5. 地域サービスの充実

●顧客の組織化とその活動状況

各店では、「けんしん会」を結成して、交流を深めております。

●けんしん立山倶楽部

当組合では、平成27年12月1日に顧客(組合員)サービス向上と地域再生・活性化に向けた地域密着型金融の取組強化の施策として、「けんしん立山倶楽部」を設立しました。

当組合と取引のあるお客さまが、お申し出により倶楽部会員となり、ファミリー店での利用に際し、さまざまな優待サービスを受けることができます。

令和8年3月末現在で、倶楽部会員数が4,090名、ファミリー店は199店舗となっております。

6. 文化的・社会的貢献に関する活動

●献血運動の実施

社会貢献活動の一環として全店で7名の役職員が献血を行っております。

●社会福祉団体等への寄付

「しんくみピーターパンカード」利用代金の一部を社会福祉団体等に寄付をしております。

●地域の人づくりへの貢献

「けんしん SDGs 宣言」の取組みの一環として、高校生への入学金・授業料等の振込手数料無料化を行っております。

適切な勧誘・募集について

●金融商品に係る勧誘方針

当組合は、金融商品の販売等に関する法律に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ります。

1. お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を終結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明を行います。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。
その際、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 役職員に対する組合内研修を充実し、金融商品に関する知識の習得を図るとともに、適切な勧誘が行わ

れるよう、内部管理体制の強化に努めます。

※金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、窓口までお問い合わせください。

●金融商品取引法

金融・資本市場をとりまく環境の変化に対応し、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、「貯蓄から投資」に向けての市場機能の確保および金融・資本市場の国際化への対応を図ることを目指し、平成19年9月30日に施行されました。この法整備の具体的な内容は、大きく分けて4つの柱からなっています。

**投資性の強い金融商品に対する横断的な
投資者保護法制（いわゆる投資サービス法制）の構築**

開示制度の充実

取引所の自主規制機能強化

不公正取引等への厳正な対応

当組合は、金融取引業者として、行為規制などの法令を遵守し、顧客説明の充実を図ってまいります。

経営者保証への対応方針

当組合は、経営者保証の課題に適切に対応するため、経営者保証に関するガイドライン研究会（事務局：全国銀行協会及び日本商工会議所）が公表（平成25年12月5日）した「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」を自発的に尊重し、遵守するための態勢整備を通じて、その弊害の解消に努めます。

今後、お客様と保証契約を締結する場合、また、お客様の保証人よりガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、ガイドラインに基づき、誠実に対応し、取引先との継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

○経営者保証ガイドラインの取り組み

当組合では、本ガイドラインに基づき、一定の要件にあてはまるお客様については、「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針を説明し、保証の免除、もしくは保証の減額を検討しています。

主な要件

- 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- 法人と経営者個人の間に貸し借りが無く、給与や報酬が適切である。
- 法人のみで、借入を返済するだけの十分な収益力がある。

○法人から適時・適切に決算内容や財務情報が提供されている。

○取り組み状況

	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	115件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	44.23%
保証契約を解除した件数	10件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

当組合は、中小企業および個人のお客様に、実態や特性を踏まえたうえで必要な資金供給を行うとともに、経営相談や経営改善など課題解決に向けた支援を行うことで、地域金融の円滑化に努めてまいりました。

平成21年12月に施行された「中小企業金融円滑法」は平成25年3月で終了しましたが、当組合は中小零細企業や住宅ローンをご利用いただいているお客様からの、貸付条件の変更等や円滑な資金供給といったご要望に迅速かつ適切に対応しつつ、コンサルティング機能の一層の発揮による経営支援の強化に取り組んでおります。

法令等遵守(コンプライアンス)について

コンプライアンスとは、企業が行う取引や活動において法令や社会的ルール、諸規程を厳格に遵守し、社会的な規範を全うすることをいいます。

金融機関は、一般企業にも増して公共性が高いため、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

当組合では、コンプライアンス統括部署を総務部と定め、実践すべき項目を取りまとめたコンプライアンス・プログラムを毎年策定し、理事会の承認を得て実施しており、実施状況については、四半期毎に理事会に報告を行っております。

このコンプライアンス・プログラムの実施にあたっては、本部各部および営業店全店にコンプライアンス担当者を任命し、本部・営業店一体となった取組態勢を構築しております。

また、役職員一人ひとりの意識の啓発が大切と考え、コンプライアンス・マニュアルと別冊「事例解説編」による研修の実施や全職員を対象にコンプライアンス・オフィサーの資格取得を奨励しております。

●マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策方針

富山県信用組合（以下「当組合」）は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下「マネロン等」）対策を経営において重要課題の一つとして位置づけ、態勢整備に取り組みます。

1. 運営方針

当組合は、マネロン等対策を経営において最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与リスクに対し、組織体制を確立し、適切に対応できる管理態勢の構築に努めます。

2. リスクベース・アプローチに基づく顧客管理

当組合は、直面しているマネロン等対策に関して、リスクベース・アプローチの考え方に基づき、自らが提供する商品・サービスや取引形態等をふまえマネロン・テロ資金供与リスクを特定、評価し、リスクに見合った低減措置を実施します。

3. 顧客管理

当組合は、顧客情報や取引内容等の調査、確認を法令に基づき適正に行い、継続的な顧客管理を実施します。

4. 疑わしい取引の届出

当組合は、犯罪収益移転防止法及び外国為替及び外国貿易法に基づく取引時確認を行い、営業店からの報告、または取引モニタリングにより「疑わしい取引」として的確に検知・監査し、速やかに当局に届出を行います。

5. 役職員の研修

当組合は、マネロン等対策研修を継続的に実施し、役職員の知識の習得や意識の向上を図ります。

6. 遵守状況の監査

当組合は、マネロン等対策において、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その結果をふまえ、更なる改善に努めます。

反社会的勢力の排除への取組み

社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる勢力は、断固としてこれを排除しなければなりません。

当組合は、警察、（公財）富山県暴力追放運動推進センターをはじめ関連機関と緊密な連携を保ちながら、反社会的勢力の介入排除に向け取り組んでいます。

また、平成23年1月4日から、預金規定、当座勘定規定、貸金庫規定などに「暴力団排除条項」を導入しました。これは、預金者や貸金庫の借り主などが反社会的勢力であることが判明した場合、当組合の判断により取引を停止または契約を解約させていただくことなどを定めた条項で、新規お申し込みの際は、すべてのお客さまに「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」をお願いしています。

お客さまにはご面倒をおかけいたしますが、当組合では、反社会的勢力との取引遮断のための取組みを社会的責任と考え、今後も努力を重ねてまいりますので、お客さまのご理解とご協力下さいますようお願い申し上げます。

●反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、次のように基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密に連携します。

3. 取引を含めた関係の遮断

信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

顧客保護等について

当組合は、誠実かつ公正に事業を遂行し、商品・サービスを利用し、または利用しようとする方(お客さま)の正当な利益の確保およびその利便性の向上を図ることにより、お客さまからの信頼を得るため、諸規程に基づき、顧客保護等管理態勢の構築・推進に努めております。

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、「金融商品に係る勧誘方針」を定め、勧誘の適正な確保を図るとともに、「与信取引に関する顧客への説明体制等に係る規程」を定め、お客さまへの適切な説明体制の整備に努めております。

今後は、さらにモニタリング等によるPDCAサイクル(計画→実行→チェック→改善)を強化し、お客さまに信頼され、選ばれる地域金融機関を目指してまいります。

個人情報保護について

当組合では、お客さまの個人情報の適切な保護と利用のために、管理体制の確立、規程等の整備、職員教育の徹底を図っております。

管理体制については、管理部署を総務部と定め、本部および全営業店に個人情報管理担当者を任命し、本部・営業店一体となった体制を構築しております。

また、管理体制の確立のためには、役職員一人ひとりの意識の啓発が大切と考え、個人情報の取扱い・管理に関する研修の実施や全職員を対象に個人情報保護オフィサーの資格取得を奨励するとともに、関係規程等の整備・見直しを行っております。

●個人情報保護宣言

当組合は、「個人情報の保護に関する法律」(以下「法」といいます。)に基づき、個人情報の適切な保護と利用に関する考え方および方針に関する宣言(個人情報保護宣言)を制定しております。

1. 取組方針について

当組合は、個人情報の適切な保護と利用に関し、関連法令等に加えて、本宣言に定めた事項を遵守し、お客さまの個人情報の適切な保護と利用に努めるとともに、情報化の進展に適切に対応するため、当組合における個人情報保護の管理体制およびその取組みについて、継続的な改善に努めます。

2. 個人情報の利用目的について

- (1) 当組合は、お客さまの個人情報について、利用目的を特定するとともに、法で定める場合等を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。なお、当組合における個人情報の利用目的については、当組合のホームページに掲載しておりますほか、お取引店にお問い合わせください。
- (2) 当組合は、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

- (3) 当組合は、ダイレクトメールの送付やテレマーケティング等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、これを中止するようご本人よりお申し出があった場合は、直ちに当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

3. 個人情報の適正な取得について

当組合は、前記2. で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適正かつ適法な手段により、お客さまの個人情報を取得いたします。

4. 個人情報の第三者提供について

当組合は、法に定める場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、お客さまの個人情報を第三者に提供することはいたしません。

5. 安全管理措置について

当組合は、お客さまの個人情報に関し、情報の紛失・改ざんおよび漏えい等の防止のため、適切な安全管理措置を実施いたします。また、お客さまの個人情報を取扱う全ての役職員等に対し、個人情報保護の重要性についての教育を行うとともに、お客さまの個人データの取扱いを他の個人情報取扱事業者へ委託する場合には、委託先について適切に監督いたします。

6. 開示請求等手続について

当組合は、法で定める開示請求等手続に関して、適切かつ迅速に対応いたします。なお、お手続きの詳細は、当組合のホームページに掲載しておりますほか、店頭にて公表しております。



取引時確認のお願い

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を防止するため、犯罪収益移転防止法（犯罪による収益の移転防止に関する法律）に基づき本人確認を実施していますが、同法の改正により平成25年4月からは取引を行う目的や職業・事業内容などについてもあわせて確認（取引時確認）することになりました。

この確認は、新規のお客さまに限らず、既取引先の方も対象となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○取引時確認（お客さまへの確認）が必要な主な取引

- ・口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
- ・10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
- ・200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い
- ・融資取引など

※これらの取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。

○確認させていただく事項

個人の場合	
確 認 事 項	主な確認事項
氏名・住所・生年月日	運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、健康保険証、国民年金手帳、住民基本台帳カード（氏名、住居、生年月日の記載があるもの）、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書など ※ご本人以外の方が来店された場合は、ご本人とご来店された方について確認書類で確認させていただくほか、住民票等によりご本人との関係（ご本人のために取引を行っていること）を確認させていただきます。
職業・取引を行う目的	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。
法人の場合	
確 認 事 項	主な確認書類
名称・本店または主たる事業所の所在地	登記事項証明書、印鑑登録証明書（名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの）など
来店された方の氏名・住所・生年月日等	運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、国民年金手帳、住民基本台帳カード（氏名、住居、生年月日の記載があるもの）、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書など ※上記の確認書類のほか、委任状により法人のお客さまのために取引を行っていることを確認させていただきます。
事業の内容	定款、登記事項証明書など
取引を行う目的	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。
議決権保有比率25%超の方の有無、その方の氏名・住所・生年月日	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。 ※議決権保有比率25%超の方が法人の場合は、その法人の名称および本店や主たる事務所の所在地を確認させていただきます。 ※議決権保有比率50%超の方がいる場合は、その方についてのみ確認させていただきます。 ※一般社団法人等においては、代表者の方の氏名、住所、生年月日を確認させていただきます。

※有効期限のある書類は、提示または送付を受ける日において有効である必要があります。
有効期限のない書類は、提示または送付を受ける日の前6か月以内に作成されたものに限りします。

●ハイリスク取引

なりすましが疑われる取引など、マネー・ローンダリングのリスクが高い一定の取引は、ハイリスク取引に区分され、確認方法が異なります。また、当該取引が200万円を超える財産の移転をとまなう場合には「資産および収入の状況」についても確認させていただきます。

【主なハイリスク取引】

- ・過去の契約の際に確認した顧客等または代表者等になりすましている疑いがある取引・過去の契約時の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
- ・特定の国に居住、所在する者との取引など

苦情処理措置・紛争解決措置について

金融に関するトラブルの早期解決を図る制度として裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）が導入され、当組合は、苦情処理措置および紛争解決措置を設け、金融トラブルへの迅速・公平・適切な対応を図り、当組合に対するお客さまの信頼の向上に努めております。

○苦情処理措置

お取引に係るご苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。

富山県信用組合 総務部

【電話番号】(0763) 33 - 3351

【受付日】月曜日～金曜日

（土日・祝日および金融機関の休日を除く）

【受付時間】午前9時～午後5時

なお、苦情対応等の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。

URL: <https://www.toyama-kenshin.co.jp/>

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所

（電話番号：03 - 3286 - 2648）

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

（電話番号：0570 - 022 - 808）

○紛争解決措置

弁護士による紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、総務部または社団法人全国信用組合中央協会しんくみ相談所までお申し出ください。

また、下記の各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、下記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所

【電話番号】03 - 3567 - 2456

【受付日】月曜日～金曜日

（土日・祝日および協会の休日を除く）

【受付時間】午前9時～午後5時

【住 所】東京都中央区京橋 1-9-5

（全国信用組合会館内）

弁護士会

東京弁護士会 紛争解決センター

（電話番号：03 - 3581 - 0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター

（電話番号：03 - 3595 - 8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター

（電話番号：03 - 3581 - 2249）

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事例を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停：現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

リスク管理について

金融の自由化・国際化等の進展に伴い金融業務や商品の多様化・高度化がさらに進み、信用リスクをはじめとするさまざまなリスクが金融機関の経営に影響を及ぼします。

今後は、さらに経営の健全性・安定性の向上の観点から金融環境の変化に柔軟に対応できるリスク管理態勢の整備・強化を図ってまいります。

■統合的リスク管理態勢

当組合では、統合的リスク管理（リスクを総体的に捉え、自己資本と対比する自己管理型のリスク管理方法）を行い、主要なリスクである信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクなどへの対応に向けて、当組合の規模・特性に見合った「身の丈にあったリスク管理」態勢を構築し、PDCAサイクルを行うことにより限界・弱点を理解し、それを補う方策を検討して改善に取り組んでおります。

また、経営陣が管理すべき各種リスクについては、諸規程に基づき、常勤理事会を定期的または必要に応じて開催し、経営体力への影響や改善策について検討しております。

●信用リスク

信用リスクとは、お取引先の諸事情により貸出金等の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクです。

当組合では、地域密着・小口多数の融資姿勢を堅持し、貸出資産の健全性を堅持するために、融資規程、融資審査会規程に基づき、厳正な審査・管理を行っております。

また、資産自己査定実施規程に基づき、厳正な資産査定による償却・引当を実施しております。

●市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格・為替レート等の市場価格の変動により、損失を被るリスクです。

当組合では、余資運用規程に基づき、理事会において当期の運用方針を決定し、運用実績、リスク管理情報等については毎月定期的に理事会・常勤理事会へ報告し管理しております。

また、市場リスクのALM（資産・負債総合管理）システムを導入し、体制の充実・強化を図っております。

●流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出や市場の情勢等により資金調達が困難になる場合、または、諸事情により通常よりも著しく不利な資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。

当組合では、こうした不測の事態にも対応できるだけの支払準備資産を確保しております。さらに全国信用協同組合連合会を中心に、流動性リスクに対する業界のバックアップ体制も完備しております。

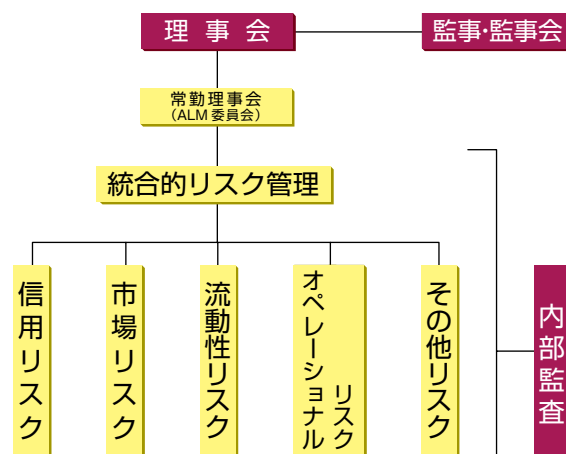
●オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当組合では、事務処理によるミスやトラブルを未然に防止し、正確で迅速な事務処理を実施するため、事務レベルの向上や業務改善および業務管理の指導を徹底するとともに、内部監査部門による本支店への実施監査を実施するとともに、営業店にも自店内検査の実施を月1回義務づけ、事務の厳正化に努めております。

コンピュータシステムにおいては、全国の信用組合で組織する共同センターに加盟し、勘定処理の主要システムを最新鋭のシステムとバックアップ体制により保護するとともに、諸規程の整備に努め、コンピュータやネットワークシステムを事故や人為的な不正行為から守り、お客さまの情報に対するセキュリティの確保に努めております。また、万一障害、火災が発生した場合に損失を最小限に止めるため危機管理対策を講じるなど、システムの安定稼働のために万全の態勢で臨んでおります。

●リスク管理態勢



総代会制度について

1. 総代会の仕組み（役割）

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織の金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

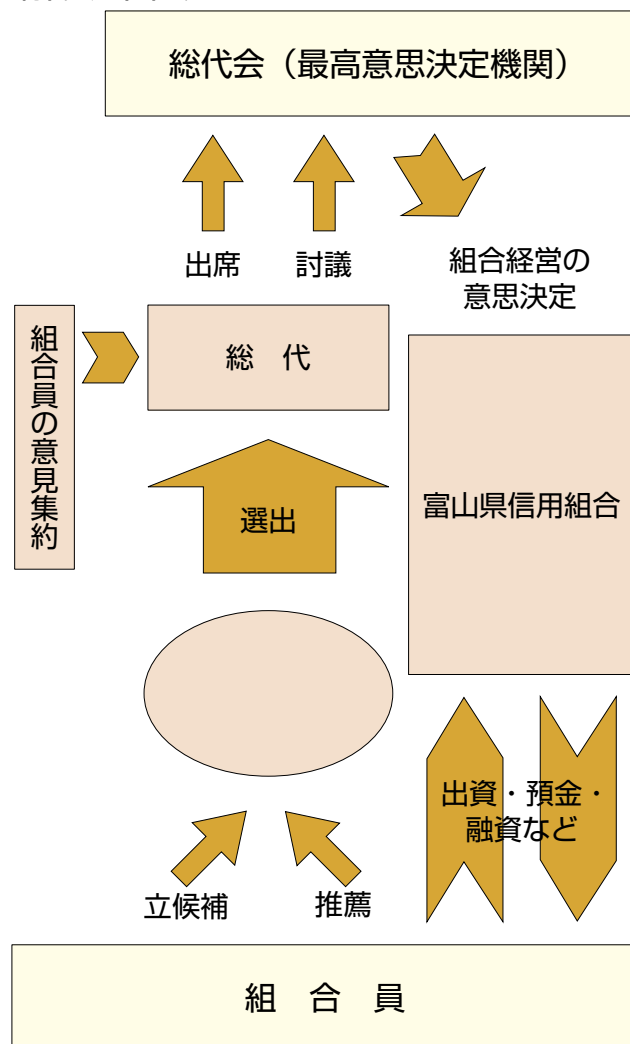
当組合の組合員は20,707名（令和8年3月末）と多く、総会の開催が困難なことから、組合員の総意を適正に反映し充実した審議を確保するため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより総会に代えて「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会のほか総代代表者会議や各地区ごとの総代懇談会を通じて組合員の意見や要望を当組合の経営に反映させる重要な役割を担っています。

当組合では、総代会に限定することなく、組合員（利用者）アンケート調査を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

●総代会の仕組み



2. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程に則り、各地区(選挙区)毎に自ら立候補した方もしくは地区(選挙区)内の組合員3人以上から推薦された方の中から、その地区(選挙区)に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

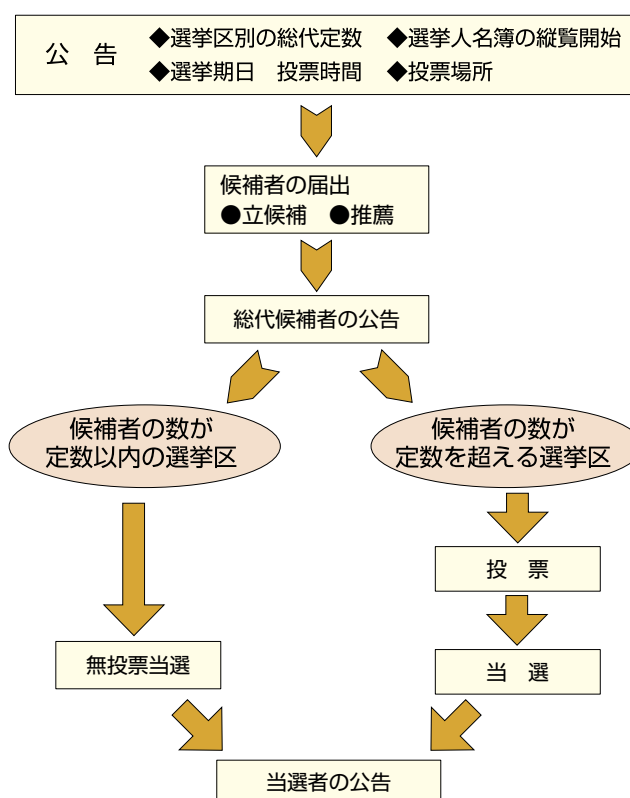
なお、総代候補者(立候補者、(推薦を含む))の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者(立候補者(推薦を含む))を当選者として選挙は行っておりません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は地区(選挙区)を10に区分し、総代の選出を行っています。

総代の定数は、100人以上140人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております(令和8年3月末日現在の組合員総数は20,707名)。

●総代の選出手順



3. 総代会決議事項

令和8年6月24日午前10時より、第75期通常総代会を砺波市文化会館にて開催いたしました。当日は総代108人のうち、出席108人(うち、委任状による代理出席60人)により、全議案が可決・承認されました。



1. 報告事項 第75期(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)事業報告並びに貸借対照表及び損益計算書報告の件

2. 議案事項

- 第1号議案 第75期剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 第76期事業計画及び収支予算案承認の件
- 第3号議案 第76期に於ける借入金最高限度額決定の件
- 第4号議案 組合員除名処分の件
- 第5号議案 理事及び監事選任の件
- 第6号議案 理事及び監事報酬最高限度額決定の件
- 第7号議案 役員退任に対する慰労金支給の件

役員等の報酬体系

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務遂行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬は、総代会において理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位等を勘案し、理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額は、監事会において決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金は、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

2. 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	29	43
監 事	8	10
合 計	37	53

- (注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
 2. 支払人数は、理事7名、監事3名です。(期中に退任した者を含む)
 3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。
 4. 上記以外に支払った役員退職慰労金はありません。

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であつて、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はありません。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職したものを含めております。
 2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
 3. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」および「退職金規程」に基づき支払っております。
 なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

総代の属性別構成比

職 業 別	法人役員 90.7%、個人事業主 9.3%、個人 0.0%
年 代 別	70 代 37.8%、60 代 31.7%、50 代 28.0%、40 代 2.5%
業 種 別	建設業 32.4%、製造業 18.5%、卸売業・小売業 26.9%、不動産業 5.5%、運輸業 1.9%、その他サービス業 14.8%

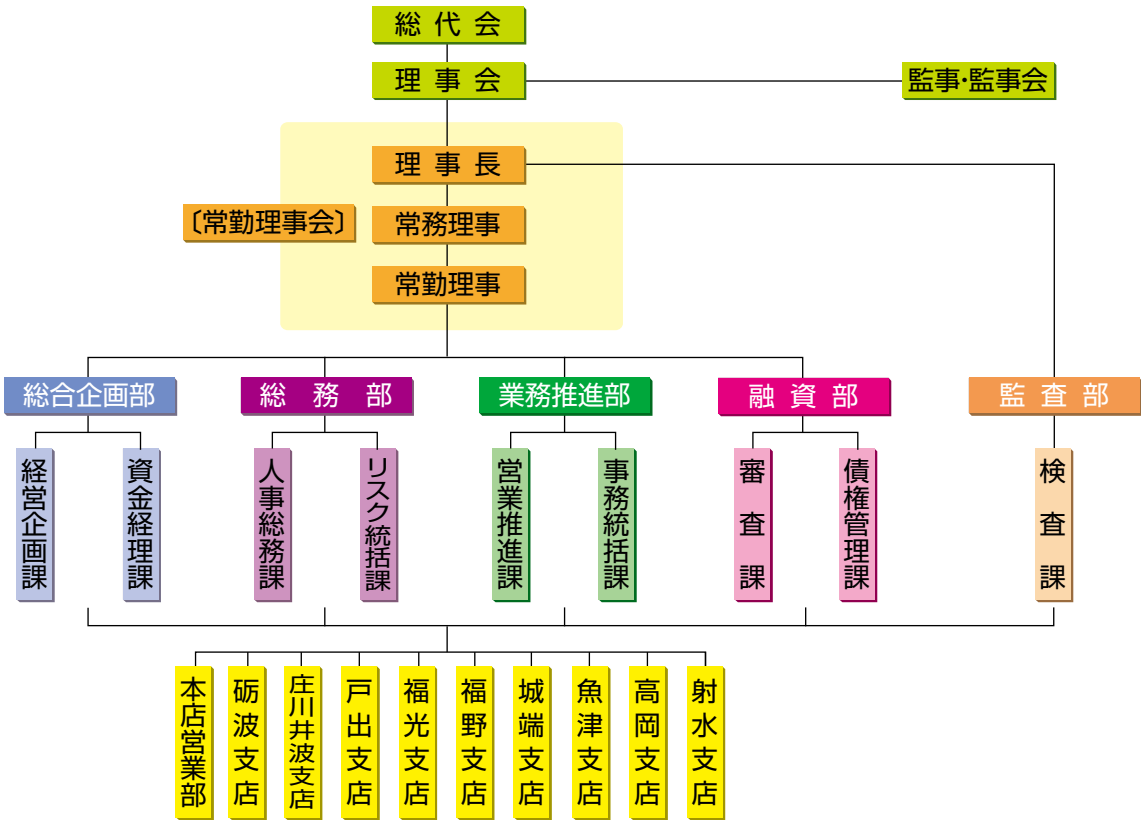
総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名（総代定数110名、総代数108名）

（敬称略）令和8年6月24日現在

●本店営業部地区 総代定数 16 名 総代数 15 名 秋吉 克彦 ◎ 泉 茂 ⑥ 川除 大輔 ④ 轡田 幸則 ⑨ 藤井 和夫 ◎ 不破 康就 ④ 村井 剛 ◎ 村家 博 ◎ 村中 学 ① (有)シマダ木材 ◎ (株)シャルム ◎ 鈴木工業(株) ◎ (株)トミソー ◎ (株)マツダ ◎ (株)立業社 ◎	●砺波支店地区 総代定数 27 名 総代数 27 名 安念 延恭 ⑥ 上野 貴紹 ① 五島 辰夫 ◎ 小西 昭夫 ◎ 惣田 恭史 ④ 林 忠男 ◎ 深松 篤夫 ◎ 三輪 等 ① (株)アルメックホンゴ ④ (株)下保商店 ⑥ (株)上智 ◎ 鷹栖建工(株) ◎ 天野 一男 ◎ 佐藤 博 ◎ 澤田 力弥 ◎ 米林 成洋 ⑥ 小野医療器(株) ◎ (株)熊野製作所 ⑨ となみ観光交通(株) ⑨ (株)吉田印刷所 ⑥ 坂本 吉隆 ◎ 丹川 浩成 ① 宮越 敏信 ◎ 宗景 昭 ⑦ 山崎 泉 ◎ 山田 保博 ◎ (有)松本製作所 ④	●戸出支店地区 総代定数 6 名 総代数 6 名 大井 博樹 ⑥ 高田 浩平 ◎ 沼 康仁 ⑥ 松本 直人 ⑥ 吉田 正樹 ⑥ 戸出化成(株) ◎	●城端支店地区 総代定数 7 名 総代数 7 名 浅野 文夫 ◎ 河合 常晴 ◎ 川田 常晶 ◎ 櫻井 恵 ◎ 谷崎 公治 ◎ 山崎 恵次 ◎ (株)長田組 ◎	●高岡支店地区 総代定数 20 名 総代数 20 名 荒木 勇輔 ① 金森 与志浩 ① 金山 健治 ◎ 神島 孝一 ◎ 佐野 光治 ◎ 立野井 慎一 ⑥ 寺崎 敏治 ◎ 西保 秀樹 ⑦ 林 慶隆 ◎ 藤田 益一 ◎ 水原 延幸 ⑥ 杉本 一 ① 塚本 和勝 ① 般若 行秀 ④ 樋口 威作夫 ◎ 山邊 慎一郎 ① 吉田 登 ◎ 税理士法人中村みらい経営 ④ (株)古城モータース ◎ 山岡石材工業(株) ◎
●魚津支店地区 総代定数 3 名 総代数 3 名 大崎 浩司 ⑥ 野澤 良成 ⑨ 山崎 昭一 ④		●庄川井波支店地区 総代定数 13 名 総代数 13 名 太田 和也 ⑥ 楠 則夫 ① 小西 淳一 ◎ 伏木 研志 ④ 米道 俊信 ⑦ (株)沖田組 ◎ 庄川興業(株) ◎ 藤森工業(株) ◎ 清都 英雄 ◎ 長井 利夫 ⑥ 苗加 為雄 ◎ 山本 英介 ⑦ (株)山秀木材 ⑨	●福光支店地区 総代定数 7 名 総代数 7 名 岡部 学 ④ 松本 敏博 ◎ 溝口 友一 ④ 吉田 章 ◎ (株)かな和工業 ④ チューモク(株) ◎ (株)森組 ⑥	
		●福野支店地区 総代定数 6 名 総代数 5 名 上埜 慎也 ① 梅木 一隆 ◎ 江上 勝 ⑥ 西能 徹 ◎ 信高 博 ④	●射水支店地区 総代定数 5 名 総代数 5 名 佐々木 俊夫 ⑦ 新田 一夫 ◎ 横山 登 ⑨ 米山 智規 ① 高田建設(株) ◎	

（注）氏名の後に就任回数を○付き数字で記載しています。なお、就任回数が10回以上となる場合は◎で表示しています。

●組織図



●役員の状況

(令和8年6月24日現在)

理事長	飯田 裕彦	常勤監事	中川 和幸
常勤理事	河合 由治	監事	櫻井 啓年
常勤理事	多田 満	監事(員外監事)	田中 智芳
常勤理事	宮脇 泰吏		
常勤理事	角田 博和		
理事	米原 嘉孝		
理事	足立 政孝		
理事	米山 幸男		

(注) 当組合は、職員出身者以外の理事4名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

●会計監査人の名称

河村公認会計士事務所 公認会計士 河村拓栄

●職員数

	令和6年度	令和7年度
男子	44人	42人
女子	43人	40人
合計	87人	82人

(注) 常勤役員、嘱託が含まれています。

●出資金および組合員数

(単位：人、百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	組合員数	出資金	組合員数	出資金
個人	19,575	1,004	19,052	956
法人	1,679	210	1,655	207
優先出資金	—	1,750	—	1,750
合計	21,254	2,965	20,707	2,913

店舗一覧、ATM、営業地域一覧、当組合のあゆみ

●店舗一覧

金融機関コード 2404

店舗コード	店舗	郵便番号	住所	電話番号
007	本店営業部	930-0084	富山市大手町 3-5	076-421-5541
013	魚津支店			
001	砺波支店	939-1371	砺波市栄町 5-26	0763-32-3351
003	庄川井波支店	932-0305	砺波市庄川町金屋 2678-1	0763-82-0248
005	戸出支店	939-1104	高岡市戸出町 3-8-5	0766-63-1150
006	福光支店	939-1635	南砺市福光 7064-1	0763-52-1122
011	福野支店	939-1568	南砺市福野 1762	0763-22-2218
004	城端支店	939-1861	南砺市城端 180-1	0763-62-0323
031	高岡支店	933-0913	高岡市本町 2-1	0766-23-3580
038	射水支店	939-0275	射水市八塚 483-1	0766-52-5525

当組合のキャッシュカードサービスについて

当組合のキャッシュカードは「セブン銀行」をはじめ、全国の提携金融機関ATMでご利用いただけます。

●けんしんのATM

1. 全店のATMが年365日稼働しています。
2. 定期預金のお預入れができます。
3. 現金によるお振込の取扱いができます。
4. 振込カード発行の取扱いをしています。
5. 営業店のATMでは硬貨のお取扱いが可能です。
※詳しくは、当店窓口までご照会ください。
6. 普通預金通帳・総合口座通帳の繰越ができます。

●自動機器設置状況

区分	ATM(現金自動預払機)
店舗内	10
店舗外ATM	4

●当組合のCDカードご利用範囲

	ご入金	ご出金	お振込
セブン銀行	○	○	×
イオン銀行	○	○	○
信用組合	○	○	○
信用金庫	○	○	○
ろうきん	○	○	○
ゆうちょ銀行	○	○	×
第二地方銀行	○	○	○
地方銀行(北陸銀行他)	×	○	○
都市銀行	×	○	○
JA	×	○	○

※ご入金につきましては、一部お取り扱いができない金融機関がございます。

●ATMご利用時間・手数料【出金】

		0:00	8:00	8:45	14:00	18:00	19:00	20:00	21:00	24:00
平日	富山県信用組合	本店・砺波・福光 出町ATM・魚津ATM・高岡 庄東ATM・庄川井波・城端 戸出・井波ATM・福野・射水	110円	無料	110円					
	セブン銀行		110円	無料	110円					
	北陸銀行		110円	無料	110円					
	しんくみお得ねっと提携信用組合※1		220円	無料	220円					
	他提携金融機関(銀行・信金・JA)※1		220円	110円	220円					
土曜日	富山県信用組合			無料	110円					
	セブン銀行		110円	無料	110円					
	北陸銀行			110円						
	しんくみお得ねっと提携信用組合※1			無料	220円					
	他提携金融機関(銀行・信金・JA)※1			220円						
日曜・祝日	富山県信用組合			110円						
	セブン銀行			110円						
	北陸銀行			110円						
	しんくみお得ねっと提携信用組合※1			220円						
	他提携金融機関(銀行・信金・JA)※1			220円						

- ※1 出金にかかる手数料を表示しています。ただし、しんくみお得ねっと提携信用組合および他提携金融機関ATMをご利用の場合は、取扱金融機関により手数料が異なる場合があります。
- ※2 入金にかかる手数料は、当組合は曜日にかかわらず無料。セブン銀行は出金手数料と同額、しんくみお得ねっと提携信用組合および他提携金融機関は、他提携金融機関の出金手数料と同額となります。ただし、しんくみお得ねっと提携信用組合他提携金融機関ATMをご利用の場合は、取扱金融機関により手数料が異なる場合があります。

【令和8年7月末現在】

店舗一覧、ATM、営業地域一覧、当組合のあゆみ

高松市

高岡支店

射水支店

本店営業部・魚津支店

庄川井波支店

城端支店

福光支店

福野支店

砺波支店

戸出支店



昭和	26.12	中越信用組合設立	26.4	福光支店新築	1.9	本店新築
	27.12	高陵信用組合設立	27.8	飛騨信用組合の開業	2.11	出町支店を砺波支店に移転
	30.12	井波信用組合設立	27.11	傷害保険の始	2.11	庄東支店を砺波支店に移転
	32.10	富山県たばこ信用組合設立	27.12	けんしん立山倶楽部発足	2.11	井波支店を庄川支店に移転
	63.4	4組合合併により、富山県信用組合として発足	28.3	個人年金保険(定額)の取扱開始	2.11	井波支店を庄川支店に移転
平成	63.10	魚津支店 新設開店	29.4	第一労働信用組合の連携協定	3.12	けんしん創立70周年
	5.12	外国為替取扱業務認可	29.8	富山県労働局との連携協定	3.12	けんしんSDGs宣言
	6.3	国債証券取扱業務認可	29.9	富山県小企業家会との連携協定	6.11	高岡南支店を高岡支店と店舗統合
	12.3	城端支店新築	30.9	高岡南支店を高岡支店と店舗統合	7.2	出町出張所、庄東出張所、井波出張所を廃止
	12.4	インターネットバンキング・モバイルバンキングサービス開始	30.11	本店営業部を針原支店に移転	7.5	魚津支店を本店営業部店舗内に移転
平成	13.11	損害保険販売開始	31.4	戸出支店移転新築		
	16.6	新日本監査法人による会計監査を導入				
	17.9	井波支店新築				
	17.11	全店に「創業・新事業・経営相談窓口」を開設				
	20.7	高岡支店移転				
令和	20.9	北陸銀行にATM相互開放				
	20.9	高岡支店に定塚支店、高岡北支店を統合				
	20.12	本店営業部に藤の木支店、大沢野支店を統合				
	21.10	城端支店に五ヶ山支店を統合				
	21.10	高岡南支店に横田支店を統合				

●預金商品

(令和8年7月1日現在)

種 類		商品内容	お預入期間	お預入金額
総合口座		1冊の通帳で普通預金に担保として定期預金をセットし必要な時には担保預金の90%、最高999万円まで自動的に融資が受けられます。	普通預金はいつでも出し入れ自由	普通預金は1円、定期預金は1万円以上自動継続扱いです。
普通預金		給与・年金・配当金などの自動受取り、公共料金などの自動支払に便利です。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金		お利息のつかない普通預金で決済用預金に該当し、残高にかかわらず預金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金		普通預金より有利なお利息です。なお、給与・年金・配当金の受取り、公共料金の自動支払はご利用できません。(個人の方専用)	出し入れ自由	1円以上
	スーパーミリオン積立	お預入れ残高が100万円以上になった場合、自動的にスーパー定期預金(1年満期)と同じ金利になります。	出し入れ自由	1円以上
当座預金		現金を持ち歩かずに資金を効率的に活かす商取引に安全で便利な手形・小切手をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
通知預金		まとまったお金の短期運用に最適です。	7日以上	1万円以上
納税準備預金		税金の納付資金専用の預金で、利息は非課税です。	入金はいつでも	1円以上
定期積金		積立期間を決めて少しずつつみりなく貯める預金で、満期日にまとまった給付金をお受け取りいただけます。	6ヵ月以上5年まで	額1,000円以上
定期預金	スーパー定期預金	1,000万円未満の余裕資金の運用に最適です。個人の方のみ複利型もお取り扱いできます。	定型方式は1ヵ月・3ヵ月・6ヵ月・1年・2年・3年・4年・5年です。 満期日指定方式は1ヵ月超5年未満で満期日が指定できます。	100円以上
	大口定期預金	1,000万円以上のまとまった資金の運用に最適な預金です。	定型方式は1ヵ月・3ヵ月・6ヵ月・1年・2年・3年・4年・5年です。 満期日指定方式は1ヵ月超5年未満で満期日が指定できます。	1,000万円以上
	期日指定定期預金	お利息は1年ごとの複利計算で、1年据置後は1ヵ月前に満期日の指定ができ、預金の一部(1万円単位)でも解約ができる定期預金です。(個人の方専用)	据置期間 1年 最長預入期間 3年	100円以上
	変動金利定期預金	お預け入時に約定した金利が6ヵ月ごとに見直される預金です。個人の方のみ複利型もお取り扱いできます。	定型方式は1年・2年・3年です。 満期日指定方式は1年超3年未満で満期日が指定できます。	100円以上
	据置定期預金	お利息は6ヵ月ごとの複利計算で預入期間に応じて利率がステップアップする定期預金です。(個人の方専用)	据置期間 6ヵ月 最長預入期間 5年	100円以上
財形預金	一般財形預金	貯蓄目的は自由な預金ですが、課税扱いになります。	3年以上	1,000円以上
	財形住宅預金	住宅取得および増改築資金づくりに適した預金です。財形年金預金と合算で、元金550万円までお利息は非課税です。	5年以上	1,000円以上
	財形年金預金	将来の年金としてお受け取りいただくための預金です。財形住宅預金と合算で、元金550万円までお利息は非課税です。	積立期間 5年以上 据置期間 6ヵ月以上5年以内 受取期間 5年以上20年以内	1,000円以上

●事業向けご融資

(令和8年7月1日現在)

種 類	資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証人
一般のご融資 手形割引 手形貸付 証書貸付 当座貸越	一般商業手形の割引 仕入資金など短期運転資金 設備資金など長期資金 約定期額までの当座決済資金	詳しくは、最寄りの営業店へお問合せください。		
各種制度融資	富山県・各市町制度融資	詳しくは、最寄りの営業店へお問合せください。		
事業者カードローン	運転・設備資金	100万円～2,000万円以内	1年または2年	県信用保証協会(不動産等)
けんしんビジネスカードローン	運転・設備資金	100万円～1,000万円以内	1年更新	必要に応じて
けんしん小口事業資金	運転・設備資金	2,000万円以内	10年以内	必要に応じて
事業性スマートローン	運転・設備資金 (法人・個人事業主)	10万円～500万円以内	証貸 10年以内 当貸 法人:3年更新 個人事業主:1年更新	保証会社
フリーローン「スピーディー」	運転・設備資金 (個人事業主)	10万円～1,000万円以内	15年以内 (86歳まで)	保証会社

●個人向け融資

(令和8年7月1日現在)

種 類	資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証人
住宅ローン	自己居住用住宅の購入および土地取得・新築・増改築・借換資金等	100万円～10,000万円以内	35年以内	保証人、保証会社（不動産等）
リフォームローン	住宅のリフォーム・住宅機器購入等	10万円～1,500万円以内	20年以内	保証会社
多目的ローン	お使いみちが明確なもの（見積りが取得できるもの）	10万円～2,000万円以内	15年以内 （お使いみちによっては10年以内）	保証会社
マイカーローン	マイカー・オートバイ購入資金・借換資金・車検・修理資金等	10万円～500万円以内	6ヵ月～10年以内	保証会社
奨学ローン	受験・進学・在学資金・借換資金等	10万円～1,000万円以内	15年以内 （据置期間含む）	保証会社
教育カードローン	学費や在学中の生活費等	50万円～500万円以内	入学前6ヵ月＋在学期間	保証会社
フリーローン	お使いみち自由	10万円～1,000万円以内	13ヵ月～10年以内 （最終返済時満81歳未満）	保証会社 ※保証会社ごとの条件が ございます
カードローン	お使いみち自由	10万円～1,000万円以内	1年ごとの自動更新 （72歳まで）	保証会社 ※保証会社ごとの条件が ございます

詳しくは、最寄りの営業店へお問合せください。

●代理店業務一覧

- ・独立行政法人住宅金融支援機構代理店
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構代理店
- ・株式会社日本政策金融公庫代理店
- ・独立行政法人勤労者退職金共済機構
- ・株式会社商工組合中央金庫代理店
- ・独立行政法人農林漁業信用基金代理店
- ・全国信用協同組合連合会代理店
- ・富山県収納代理金融機関
- ・独立行政法人福祉医療機構代理店
- ・県下主要市町収納代理金融機関

●各種サービス・その他業務

(令和8年7月1日現在)

種 類	サービスの内容
自動受取サービス	国民年金、厚生年金、配当金、各種保険金等がお客さまの口座に自動的に振り込まれます。その都度、お受け取りに出かける手間も省け期日忘れのご心配がなくなるほか、預金口座に振り込まれた日からお利息が付きまですのでお得です。
自動支払サービス	電気料、電話料、ガス料、水道料、NHK受信料のほか税金、各種保険料等を普通預金（総合口座）・当座預金から自動的にお支払いいたしますので、集金日のわずらわしさがなくなります。
給与振込	給与、ボーナスが安全・確実にお客さまのご指定いただく預金口座に振り込まれます。また、振り込まれた口座から自動的に公共料金のお支払い、定期預金等ができて大変便利です。
内国為替	当組合を窓口として全国どこでも送金、振込、手形・小切手等の取り立てができて安全・確実です。
国債窓販	国債の窓口販売を行っています。現在長期国債（10年）、中期国債（2年・5年）、個人向け国債（3年・5年・10年）を取り扱っております。
貸金庫	預金証書・有価証券・権利証・貴金属など大切な財産の保管にご利用ください。お手軽な料金で大切な財産を安全・確実にお守りします（砺波支店でご利用いただけます）。
クレジットカード	お買い物、ご旅行、お食事等あなたのサインひとつでOK。キャッシングサービスも受けられる便利なカードです。しんくみビューカード、JCB等各種クレジットカードをお取扱しています。
キャッシュカード	けんしんのキャッシュコーナーをはじめ、全国各地の信用組合・ゆうちょ銀行・銀行・信託銀行・信用金庫・農協・労働金庫のキャッシュコーナーで預金の引き出しができます。また、けんしん・ゆうちょ銀行・入金ネットの表示がある金融機関は、お預入れもできます。セブン銀行ATMでは、入金、残高照会ができます。
「しんくみお得ネット」サービス	「しんくみお得ネット」の表示のある信用組合間で、平日8:45～18:00、土曜日9:00～14:00のATMでの出金手数料が無料となります。
デビットカードサービス	デビットカードサービス加盟店《J-Debit（ジェイデビット）のマークのある店舗》で、キャッシュカードを利用しお買い物ができ、代金は預金口座から即時決済できるサービスです。
相互入金サービス	全国各地の相互入金業務提携金融機関（信用組合・第二地銀・信用金庫・労働金庫のうち入金ネットの表示がある金融機関）のATMでは、けんしんのキャッシュカードで、また、けんしんのATMでは提携金融機関のキャッシュカードでお預入れができます。
他行カード振込サービス	全国各地の他行カード振込業務提携金融機関（信用組合・都市銀行・地方銀行・第二地銀・信用金庫）のATMでは、けんしんのキャッシュカードで、また、けんしんのATMでは提携金融機関のキャッシュカードでお振込みができます。
暗証番号変更手続き	ATMによる暗証番号変更のお取り扱いをしています。
インターネット（個人向け）iモードサービス	インターネット、モバイル（携帯電話）により、残高・入出金明細の照会サービスおよび振込・振替による資金移動サービスがご利用いただけます。
インターネット（法人向け）	インターネットにより残高・入出金明細の照会サービスおよび振込・振替・総合振込・給与振込・賞与振込による資金移動サービスおよび口座振替サービスがご利用いただけます。
でんさいネットサービス	手形・振込に代わる新しい資金決済サービスです。インターネットバンキングまたは窓口での書面手続きによりご利用いただけます。
公共工事の前払金	東日本建設業保証（株）の指定金融機関として、公共工事の前払金の取扱いをいたします。
キャッシングサービス	けんしんのキャッシュコーナーで、JCB・VISA等のキャッシングサービスがご利用いただけるほか、JCB・VISA等はご返済もご利用いただけます。
信託の取扱い	個人向け信託商品（遺言代用信託「しんくみ相続信託」）を取扱っております。
保険商品の窓口販売	個人向けには、個人年金保険（定額）、住宅関連長期火災保険、住宅関連債務返済支援保険、傷害保険を取扱いしています。事業先向けには、事業に関連する建物及び商品・動産の保険ならびに労働災害保険等を取扱いしています。
ATMネットワーク	富山県内に11店舗3出張所のネットワークをもち、けんしんのカードは11店舗3出張所で年365日ご利用いただけます。また、けんしんは北陸銀行とATMを相互開放致しており、セブン銀行、北陸銀行の店舗内ATM、北陸銀行幹事の店舗外ATMで、キャッシュカードによる引出しと残高照会がご利用いただけます。
しんくみアプリ with CRECO	個人のお客さま向けにスマートフォンでご利用いただける口座管理アプリです。当組合の普通預金キャッシュカードをお持ちのお客さまは、どなたでも無料で、普通預金の残高・入出金明細、定期預金明細を「手軽に」「便利に」ご覧いただけます。また、クレジットカードや電子マネーもご登録いただくことで、一元的に口座を管理することができます。
Bank Pay	Bank Pay加盟店の店舗で表示されたQRコードをBank Payアプリで読み取ることで、預金口座より即時決済を行うQRコード決済サービスです。

●振込・送金手数料（1件につき）

振込手数料		5万円未満	5万円以上
窓口振込 (電信扱い)	同一店内	無料	(※1) 220円
	当組合内	330円	550円
	他金融機関あて	550円	770円
窓口振込 (文書扱い)	同一店内	無料	(※1) 220円
	当組合内	330円	550円
	他金融機関あて	660円	880円
文書振込(交換所取扱分) ※公金は手数料不要	他金融機関あて (同一交換所内)	132円	132円
ATMからの振込	同一店内	無料	無料
	当組合内	220円	440円
	他金融機関あて	330円	550円
定額自動送金	同一店内	無料	無料
	当組合内	220円	440円
	他金融機関あて	330円	550円
	年間手数料		660円
インターネット モバイルバンキング からの振込	同一店内	無料	無料
	当組合内	110円	220円
	他金融機関あて	220円	440円

(※1) 現金扱い、かつ非組合員の場合220円の手数料が必要となります。

●その他為替手数料

項目	手数料
代金取立手数料 (※1)	770円
不渡手形返却料	1,100円
取立手形組戻料	1,100円
取立手形店頭呈示料	1,100円
割引手形買戻料	1,100円
個別取立手数料 (※2)	1,320円
給料振込手数料	当組合内 無料
	他金融機関あて 110円
地方税振込	他金融機関あて 440円
送金手数料	当組合内 440円
	他金融機関あて (普通) 660円
	(至急) 880円
振込・送金の訂正	当組合内 無料
	他金融機関あて 220円
振込・送金の組戻料	当組合内・他金融機関あて 660円

(※1) ・代金取立手形・割引手形が適用となります。

(※2) ・当組合同一店の場合は無料となります。
・小切手は店頭入金に限り無料となります。なお、期日管理を要するものは、代金取立手数料が適用となります。
・電子交換所に参加していない金融機関への取立を行う場合は適用となります。

●現金自動機（ATM）利用手数料

ご利用時間		当組合カード	提携金融機関カード
平日	8：00～ 8：45	110円	220円
	8：45～ 18：00	無料	(注) 110円
	18：00～ 20：00	110円	220円
土曜日	9：00～ 14：00	無料	(注) 110円
	14：00～ 17：00	110円	220円
日曜日・祝日	9：00～ 17：00	110円	220円

(注) しんくみお得ねっと提携信用組合カードは無料です。

●手形・小切手関係手数料

種類	項目	手数料
署名判印刷サービス	初回登録・変更時のみ(手形・小切手)	5,500円
小切手帳	1冊につき (50枚綴り)	3,300円
約束手形帳・為替手形帳	1冊につき (50枚綴り)	4,400円
自己宛小切手発行	1枚につき	1,100円

●窓口両替手数料

(お持込枚数またはお持帰り枚数 (紙幣・硬貨の合計) のうち、いずれか多い枚数)

枚数	手数料
1枚～50枚	無料
51枚～300枚	550円
301枚～1,000枚	770円
1,001枚～2,000枚	1,100円
2,001枚以上	以後、1,000枚毎 1,100円加算

●大量硬貨入金手数料 (※1)

枚数	手数料
～50枚	無料
51枚～300枚	550円
301枚～1,000枚	770円
1,001枚～2,000枚	1,100円
2,001枚以上	以後、1,000枚毎 1,100円加算

(※1) 50枚以下のお取引を1日に複数回ご利用される場合は、それらの合計枚数で手数料をいただきます。店頭以外での硬貨入金につきましても、上記のとおりとさせていただきます。

●i サービス利用手数料

項目	申込手数料	月額利用料	変更再登録手数料
インターネットバンキング	2,200円	110円	
モバイルバンキング	—	110円	550円
法人向けインターネットバンキング	—	2,200円	

★本表の手数料は、消費税が含まれております。

●でんさいネット利用手数料

月額基本料	手数料		月額基本料	手数料	
	法人IB	書面		法人IB	書面
債務者利用	無料	無料	債権者利用	無料	無料

●融資関係手数料

(令和8年7月1日現在)

商 品		項 目		明 細		手数料
証書貸付繰上償還・条件変更	事業性融資	繰上償還	全額	500万円未満		22,000円
				500万円以上 1,000万円未満		33,000円
				1,000万円以上		44,000円
				借換に伴う場合		11,000円
		一部	全額繰上償還に同じ			
	条件変更		全て（※1）			22,000円
	個人融資	繰上償還	全額	500万円未満		22,000円
				500万円以上 1,000万円未満		33,000円
				1,000万円以上		44,000円
				全額繰上償還に同じ		
条件変更			全て（※1）			11,000円
消費者ローンその他	全額繰上償還（※2） 一部繰上償還（※2） 条件変更全て（※1、※2）	融資実行日から1年以内の場合				無料
		当初借入額20万円未満				
		当初借入額20万円以上120万円未満				3,300円
		当初借入額120万円以上200万円未満				5,500円
		当初借入額200万円以上				11,000円

(※1) 同時に複数の手数料項目が発生する場合は、最も高い手数料のみとなります。

(※2) 融資実行日から1年以内の場合は手数料を徴収しません。

項 目		明 細	手数料	
事務取扱	プロパー新規証書貸付事務取扱手数料 (証書貸付)	1件につき	500万円未満 3,300円 500万円以上1,000万円未満 5,500円 1,000万円以上 11,000円	
	保証付新規融資事務取扱手数料 (手形貸付・証書貸付) ※カードローンに係る手数料は含まれません。	1件につき	500万円未満 3,300円 500万円以上1,000万円未満 5,500円 1,000万円以上 11,000円	
	保証会社保証付住宅ローン事務取扱手数料(※1)	1件につき	55,000円	
	上記以外の住宅ローン事務取扱手数料(※1)	1件につき	融資額×0.5%×110%	
	固定金利特約	再特約選択時	11,000円	
	固定特約から変動金利への変更			
	ただし、固定特約期間終了時		無料	
	変動金利から固定特約への変更		11,000円	
	不動産担保	設定	新規設定(1件につき)登記留保含む	33,000円
			追加設定	16,500円
		ただし、住宅ローン、アパート・マンション建築ローン		無料
		抹消	全部抹消	無料
			一部抹消	
	変更	極度額・順位・債務者変更等	16,500円	
PJ 融資取扱手数料		販売区画数 1区画	33,000円	
		販売区画数 2区画～5区画	55,000円	
		販売区画数 6区画～20区画	110,000円	
		販売区画数 21区画以上	220,000円	
収益物件融資取扱手数料		融資金額 5,000万円未満	110,000円	
		融資金額 5,000万円以上	220,000円	
公的融資のつなぎ融資(プロパー)			11,000円	
手形貸付手形用紙 1枚			440円	

(※1) 同時に複数の手数料項目が発生する場合は、最も高い手数料のみとなります。

●各種手数料

種 類	項 目		手数料
証明書 (1 通につき)	残高証明書	都度発行	440 円
		継続発行	
		監査法人向け	3,300 円
	支払利息証明書		440 円
	融資可能証明書		11,000 円
	支払承諾保証書 ★別途、保証料が加算されます。		2,200 円
取扱明細書 (1 回につき)	住宅取得控除証明書		440 円
	その他証明書		
	※取引明細書(流動性預金の直近3ヶ月分までに限ります) 上記以外については、別に記載の「個人情報開示請求」又は「保有データ開示請求」(法人・団体の場合) による (取引の履歴に関する情報) の手数料によるものとします。 ※年金払込みの記録に係るものは無料です。		330 円
新規発行	キャッシュカード (個人のみ)		無料
	ICキャッシュカード (個人・法人)		1,100 円
再発行 (1 件につき)	通帳・証書		1,100 円
	キャッシュカード・ICキャッシュカード・ローンカード 出資証券		550 円
※既存の通帳証書証券カード等を回収できない場合に限ります。(ただし、ICキャッシュカードは除く)			
キャッシュカードから IC キャッシュカードへの切替			1,100 円
当座勘定入金帳 (1冊)			1,100 円
普通預金入金帳 (1冊)			2,200 円
国債保護預かり (年間)			1,320 円
口座振替委託契約 (1 件につき)			55 円
貸金庫(年間)	大		11,000 円
	中		6,600 円
	小		5,500 円
・個人情報開示請求 ・保有データ開示請求 (法人・団体の場合)	氏名、住所、電話番号、生年月日、勤務先 (勤務先名または、職業・電話番号)	一 括	880 円
	取引残高 (上記個人情報の他に科目、口座番号、残高)	特定日毎	2,200 円
※郵送の場合、右記手数料の他に郵送 1 件につき 550 円が必要となります。	取引の履歴に関する情報 (例) 令和6年1月25日～令和7年1月10日(13ヶ月)の場合、2ヶ月分として計算します。 ※預金種類が複数の場合は、重複して請求しません。	1 年分毎 (12 月分まで)	550 円
	上記以外の情報	1 項目毎	1,100 円
紙明細持込手数料 (持込み 1 回あたり)	総合振込依頼書 (ご依頼件数 5 件以上) 給料 (賞与) 振込依頼書 (ご依頼件数 5 件以上) 口座振替依頼書 (ご依頼件数 5 件以上) 単票式の振込伝票 5 枚以上の受付 ※上記書類には、お客様が作成された明細も含みます		2,200 円

※個人情報開示請求については、金融庁による「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成27年7月2日金融庁告示第66号(平成27年7月9日施行))に従って取扱いたします。

けんしんNOW 2026

資 料 編

【経営の状況】 【自己資本比率規制】

経理・経営内容

資金調達

資金運用

その他業務

自己資本の充実の状況について

経理・経営内容

貸借対照表

【資産の部】

(単位：千円)

科 目	年 度	令和6年度	令和7年度
(資産の部)			
現金		1,092,548	1,037,602
預け金		29,607,411	29,644,726
有価証券		23,444,921	21,878,689
国債		3,345,761	3,353,987
地方債		2,535,114	4,072,823
社債		9,068,130	6,245,600
株式		42,382	42,377
その他の証券		8,453,532	8,163,900
貸出金		52,027,271	49,567,434
割引手形		216,623	122,327
手形貸付		2,464,812	2,889,976
証書貸付		46,687,239	43,964,886
当座貸越		2,658,595	2,590,244
その他資産		759,398	772,572
未決済為替貸		5,384	4,500
全信組連出資金		397,900	397,900
未収収益		116,267	154,688
その他の資産		239,845	215,483
有形固定資産		808,498	827,220
建物		349,278	330,375
土地		378,513	378,513
リース資産		30,000	67,084
その他の有形固定資産		50,705	51,246
無形固定資産		22,519	18,657
ソフトウェア		12,623	8,920
その他の無形固定資産		9,895	9,737
繰延税金資産		39,128	51,847
債務保証見返		7,151	11,692
貸倒引当金		△ 1,079,212	△ 903,796
(うち個別貸倒引当金)		(△ 870,114)	(△ 759,685)
合 計		112,292,657	102,906,647

【負債及び組合員勘定の部】

(単位：千円)

科 目	年 度	令和6年度	令和7年度
(負債の部)			
預金積金		101,924,100	97,734,836
当座預金		862,744	997,989
普通預金		30,800,850	28,087,954
貯蓄預金		18,326,063	11,728,736
通知預金		50,973	37,228
定期預金		48,912,619	54,204,753
定期積金		2,806,745	2,512,938
その他の預金		164,103	165,235
借入金		—	—
借入金		—	—
その他負債		269,071	311,908
未決済為替借		12,441	10,180
未払費用		33,841	106,345
給付補填備金		544	1,276
未払法人税等		3,532	3,122
前受収益		22,733	26,485
払戻未済金		130,885	52,872
リース債務		42,830	81,777
資産除去債務		3,088	3,088
その他の負債		19,172	26,759
賞与引当金		17,385	19,189
退職給付引当金		24,580	21,860
役員退職慰労引当金		600	4,960
その他の引当金		159,001	145,490
債務保証		7,151	11,692
負債の部合計		102,401,889	98,249,938
(純資産の部)			
出資金		2,965,181	2,913,462
普通出資金		1,215,181	1,163,462
優先出資金		1,750,000	1,750,000
資本剰余金		1,315,036	1,315,036
資本準備金		1,315,036	1,315,036
利益剰余金		178,937	479,268
利益準備金		—	18,000
その他利益剰余金		178,937	461,268
特別積立金		—	50,000
(任意積立金)		(—)	(50,000)
当期末処分剰余金		178,937	411,268
組合員勘定合計		4,459,155	4,707,767
その他有価証券評価差額金		△ 131,409	△ 51,058
評価・換算差額等合計		△ 131,409	△ 51,058
純資産の部合計		4,327,745	4,656,708
合 計		112,292,657	102,906,647

経理・経営内容

損益計算書

(単位：千円)

科 目	年 度	令和6年度	令和7年度
経常収益		1,416,672	1,583,933
資金運用収益		1,191,618	1,320,101
貸出金利息		718,444	763,847
預け金利息		59,119	155,781
有価証券利息配当金		392,764	384,554
その他の受入利息		21,289	15,917
役務取引等収益		65,980	59,112
受入為替手数料		17,716	16,827
その他の役務収益		48,264	42,285
その他業務収益		9,091	7,325
国債等債券売却益		2,330	—
国債等債券償還益		1,569	—
その他の業務収益		5,191	7,325
その他経常収益		149,982	197,395
貸倒引当金戻入益		132,779	164,699
償却債権取立益		8,203	10,853
その他の経常収益		9,000	21,842
経常費用		1,247,678	1,286,001
資金調達費用		58,709	155,758
預金利息		58,211	154,052
給付補填備金繰入額		479	1,153
その他の支払利息		17	552
役務取引等費用		91,448	88,018
支払為替手数料		6,857	6,665
その他の役務費用		84,591	81,353
その他業務費用		167,257	117,079
国債等債券売却損		156,532	115,550
国債等債券償還損		10,684	1,494
その他の業務費用		39	33
経費		870,420	860,433
人件費		515,065	479,590
物件費		319,002	342,643
税金		36,352	38,199
その他経常費用		59,842	64,711
貸出金償却		44,947	533
株式等売却損		3	4
その他の経常費用		14,891	64,173
経 常 利 益		△ 1,888,564	297,932

(単位：千円)

科 目	年 度	令和6年度	令和7年度
特別利益		3,573	—
固定資産処分益		3,573	—
特別損失		5,857	13
固定資産処分損		0	0
減損損失		5,857	13
税引前当期純利益		166,710	297,919
法人税、住民税及び事業税		3,532	3,122
法人税等調整額		△ 15,760	△ 12,719
法人税等合計		△ 12,227	△ 9,596
当期純利益		178,937	307,515
繰越金（当期首残高）		—	103,752
当期末処分剰余金		178,937	411,268

損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 121円74銭
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示していません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、59,112千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

5. 減損損失の計上

(1) グループの方法

営業用店舗については、営業用店舗単位に継続的な収支の把握を行い、遊休資産は各資産をグループの最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当事業年度に於いては、富山市内の遊休不動産について減損損失を認識するに至りました。

(2) 減損の認識に至った経緯

富山市内の遊休不動産は継続的な地価下落がみられ、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額である13千円を減損損失として計上しております。

(3) 減損損失の計上

以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(千円)
富山市内	遊休不動産	その他有形固定資産	13
合計			13

(4) 回収可能性価額の算定

回収可能価額は正味売却価額・使用価値により算定しており、不動産鑑定評価額、固定資産税評価額等に基づき時価を算定しております。

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	年 度	令和6年度	令和7年度
当期末処分剰余金		178,937	411,268
剰余金処分別		75,185	148,616
利益準備金		18,000	31,000
普通出資に対する配当金		3,335	6,066
優先出資に対する配当金		3,850	11,550
特別積立金		50,000	100,000
繰越金（当期末残高）		103,752	262,652

経理・経営内容

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 6年～40年 その他 2年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法を採用しております。なお、自組利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は5年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び融資部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部（資産監査部署）が査定結果を監査しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,581百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
(1)制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）

年金資産の額	243,135百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	207,181百万円
差引額	35,953百万円

(2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
（令和6年4月1日 至令和7年3月31日） 0.542%
(3)補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高8,850百万円及び財政上の剰余金44,804百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間8年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金22百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じて算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- その他の引当金のうち睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- その他の引当金のうち偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の国内為替業務に基づくものであります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として一時点で収益認識をしております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 903百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

15. 金融商品の状況に関する事項

- 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主に事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの信用管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による融資審査会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、融資部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
(i)金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングをしております。
(ii)為替リスクの管理
当組合は、為替リスクについて、個別の案件ごとに管理しております。
(iii)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総合企画部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
(iv)市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預け金、有価証券のうち債券、貸出金、預金積金、借入金であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「「協金法施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）」において通貨ごとに規定された金利ショック」を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、「当該事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）」が生じた場合、経済価値は、935百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

- 金融商品の時価等に関する事項
令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（＊1）	29,644	29,691	46
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	7,592	6,471	△ 1,120
その他有価証券	14,244	14,244	—
(3) 貸出金（＊1）	49,567		
貸倒引当金（＊2）	△ 902		
	48,664	49,052	388
金融資産計	100,145	99,459	△ 686
(1) 預金積金（＊1）	97,734	97,048	△ 686
(2) 借入金（＊1）	—	—	—
金融負債計	97,734	97,048	△ 686

（＊1）預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	711	4,744	1,489	7,600
国 債	—	—	—	3,500
地方債	11	344	1,189	3,100
社 債	700	4,400	300	1,000
その他	600	1,400	2,300	600
合 計	1,311	6,144	3,789	8,200

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価格を時価としております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については17.から19.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種別の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2)借入金

借入金については固定金利のみであることから、一定期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	42
全信組連出資金（※1）	397
合 計	440

（※1）非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

17. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下19まで同様であります。

(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2)満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	貸借	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	189	222	32
	小 計	189	222	32
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	3,353	2,626	△727
	地方債	3,548	3,141	△406
	社 債	—	—	—
	その他	500	481	△18
	小 計	7,402	6,249	△1,153
合 計		7,592	6,471	△1,120

(3)その他有価証券

(単位：百万円)

	貸借	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—
	債 券	99	99	0
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	99	99	0
	その他	3,488	3,135	353
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小 計	3,588	3,234	353
	株 式	—	—	—
	債 券	6,670	6,860	△190
	国 債	—	—	—
	地方債	524	555	△30
	社 債	6,146	6,305	△159
合 計	その他	3,985	4,199	△214
	小 計	10,655	11,060	△404
合 計		14,244	14,295	△51

18. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。
売却価額 1,285百万円 売却益 一百万円 売却損 115百万円
19. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

20. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 789百万円

危険債権額 2,218百万円

三月以上延滞債権額 一百万円

貸出条件緩和債権額 173百万円

合計額 3,181百万円

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は122百万円であります。

22. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、23,578百万円であります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

23. 有形固定資産の減価償却累計額 1,039百万円

24. 有形固定資産の圧縮記帳額 158百万円

25. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。

26. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 116百万円

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸出金償却有税分	981百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	203百万円
減価償却限度超過額	46百万円
退職給付引当金	6百万円
賞与引当金	5百万円
税務上の繰越欠損金（注1）	478百万円
その他	95百万円
繰延税金資産小計	1,817百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,765百万円
評価性引当額小計	△1,765百万円
繰延税金資産合計	51百万円
繰延税金負債合計	一百万円
繰延税金資産の純額	51百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	478	478
評価性引当額	—	—	—	—	443	443
繰延税金資産(b)	—	—	—	—	35	35

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(注2) 「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.38%となります。この税率変更による影響は軽微であります。

28. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 預 け 金 4,550百万円

有価証券 一百万円

担保資産に対応する債務 借 用 金 一百万円

29. 出資1口当たりの純資産額は492円13銭です。

30. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産 一百万円

顧客との契約から生じた債権 0百万円

契約負債 一百万円

経理・経営内容

●業務粗利益および業務純益等

(単位：千円)

科 目	年 度	令和6年度	令和7年度
資金運用収支		1,132,909	1,164,342
資金運用収益		1,191,618	1,320,101
資金調達費用		58,709	155,758
役務取引等収支		△ 25,468	△ 28,906
役務取引等収益		65,980	59,112
役務取引等費用		91,448	88,018
その他業務収支		△ 158,165	△ 109,753
その他業務収益		9,091	7,325
その他業務費用		167,257	117,079
業務粗利益		949,275	1,025,682
業務粗利益率		0.85%	0.97%
業務純益		78,855	165,249
実質業務純益		78,855	165,249
コア業務純益		242,172	282,294
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)		242,172	282,294

(注)業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定計平均残高×100
 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
 コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

●経費の内訳

(単位：千円)

科 目	年 度	令和6年度	令和7年度
人件費		515,065	479,590
報酬給料手当		415,006	388,622
退職給付費用		6,906	9,236
その他		93,153	81,731
物件費		319,002	342,643
事務費		162,860	162,059
固定資産費		64,078	82,274
事業費		19,920	17,968
人事厚生費		8,999	10,006
有形固定資産償却		41,373	49,201
無形固定資産償却		5,567	5,537
その他		16,202	15,594
税金		36,352	38,199
経費合計		870,420	860,433

●総資産利益率

(単位：%)

区 分	年 度	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率		0.15	0.28
総資産当期純利益率		0.16	0.29

(注) 総資産経常(当期純)利益率＝ $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

●受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	年 度	令和6年度	令和7年度
受取利息の増減		50,117	128,483
支払利息の増減		49,266	97,049

●総資金利鞘

(単位：%)

区 分	年 度	令和6年度	令和7年度
資金運用利回 (a)		1.07	1.25
資金調達原価率 (b)		0.86	1.00
総資金利鞘 (a－b)		0.22	0.26

●資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(単位：百万円、%)

科 目	年 度	令和6年度			令和7年度		
		平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資金運用勘定		110,470	1,191	1.07	104,956	1,320	1.25
うち貸出金		53,156	718	1.35	50,621	763	1.50
預け金		31,805	59	0.18	31,673	155	0.49
有価証券		25,508	392	1.53	22,661	384	1.69
資金調達勘定		108,258	58	0.05	101,974	155	0.15
うち預金積金		108,258	58	0.05	101,974	155	0.15
借入金		—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和6年度257百万円、令和7年度136百万円)を、控除して表示しております。

資金調達

●預金項目別平均残高

(単位：百万円、%)

年 度 項 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	55,383	51.15	47,909	46.98
定期性預金	52,769	48.74	53,975	52.93
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	105	0.09	89	0.08
合計	108,258	100.00	101,974	100.00

「その他の預金」は別段預金、納税準備預金の合計です。

●定期預金の金利区分別残高

(単位：百万円、%)

年 度 項 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利	48,901	99.97	54,193	99.97
変動金利	10	0.02	10	0.01
その他	—	—	—	—
合計	48,912	100.00	54,204	100.00

●預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

年 度 区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	86,938	85.29	84,466	86.42
法人	14,986	14.70	13,267	13.57
一般法人	13,651	13.39	12,133	12.41
金融機関	14	0.01	13	0.01
公金	1,319	1.29	1,121	1.14
合計	101,924	100.00	97,734	100.00

●職員1人当たりおよび1店舗当りの預金残高

(単位：百万円)

年 度	令和6年度	令和7年度
職員1人当たりの預金残高	1,171	1,191
1店舗当りの預金残高	10,192	9,773

●財形貯蓄残高

(単位：百万円)

年 度	令和6年度	令和7年度
財形貯蓄残高	58	32

資金運用

●貸出金科目別平均残高

(単位：百万円、%)

年 度 科 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	319	0.60	208	0.41
手形貸付	2,294	4.31	2,635	5.20
証書貸付	48,275	90.81	45,480	89.84
当座貸越	2,266	4.26	2,297	4.53
合計	53,156	100.00	50,621	100.00

●貸出金業種別残高および構成比

(単位：百万円、%)

年 度 業種別	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製造業	6,244	12.00	5,503	11.10
農業、林業	62	0.11	58	0.11
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	272	0.52	246	0.49
建設業	4,553	8.75	4,509	9.09
電気・ガス・熱供給・水道業	13	0.02	5	0.01
情報通信業	122	0.23	116	0.23
運輸業、郵便業	1,334	2.56	1,231	2.48
卸売業、小売業	3,480	6.68	3,302	6.66
金融業、保険業	6,361	12.22	6,356	12.82
不動産業	4,987	9.58	4,670	9.42
物品賃貸業	196	0.37	209	0.42
学術研究・専門・技術サービス業	418	0.80	369	0.74
宿泊業	749	1.43	637	1.28
飲食業	1,140	2.19	1,160	2.34
生活関連サービス業、娯楽業	1,291	2.48	1,004	2.02
教育、学習支援業	6	0.01	4	0.00
医療、福祉	179	0.34	195	0.39
その他のサービス	3,825	7.35	3,562	7.18
その他の産業	132	0.25	505	1.01
小計	35,374	67.99	33,650	67.88
国・地方公共団体等	6,919	13.29	6,352	12.81
個人(住宅・消費・納税資金等)	9,733	18.70	9,564	19.29
合計	52,027	100.00	49,567	100.00

●職員1人当たりおよび1店舗当りの貸出金残高

(単位：百万円)

年 度	令和6年度	令和7年度
職員1人当たりの貸出金残高	598	604
1店舗当りの貸出金残高	5,202	4,956

●貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

年 度 区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	32,454	62.37	30,525	61.58
設備資金	19,572	37.61	19,041	38.41
合計	52,027	100.00	49,567	100.00

●消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

年 度 区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	1,893	24.45	1,958	25.87
住宅ローン	5,849	75.54	5,610	74.12
合計	7,742	100.00	7,568	100.00

●貸出金担保の種類別残高

(単位：百万円、%)

年 度 区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当組合預金積金	873	1.67	795	1.67
有価証券	—	—	200	—
動産	—	—	—	—
不動産	10,549	20.27	9,866	20.36
その他	—	—	—	—
小計	11,422	21.95	10,862	22.03
信用保証協会・信用保険	10,920	20.98	9,827	20.92
保証	17,187	33.03	17,051	33.01
信用	12,498	24.02	11,825	24.01
合計	52,027	100.00	49,567	100.00

(注) 保証会社の保証付貸出については、平成26年度までは「信用保証協会・信用保険」欄に計上しておりましたが、平成27年度より「保証」欄に計上しております。

●貸出金の金利区分別残高

(単位：百万円、%)

年 度 項 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利	31,650	60.83	29,833	60.18
変動金利	20,376	39.16	19,733	39.81
合計	52,027	100.00	49,567	100.00

経営管理体制

●貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	年 度	令和6年度	令和7年度
貸出金償却額		44	0

●貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	期末残高	増 減	期末残高	増 減
一般貸倒引当金	209	1	144	△ 64
個別貸倒引当金	870	△ 247	759	△ 110
貸倒引当金合計	1,079	△ 246	903	△ 175

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので、「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

●協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(基準日：令和8年3月31日)

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	債権額	担保・保証等	貸倒引当金	保全額	保全率
		(A)	(B)	(C)	(D)=(B)+(C)	(D)/(A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年年度	854	585	269	854	100.00
	令和7年年度	789	531	257	789	100.00
危険債権	令和6年年度	2,556	1,955	600	2,556	100.00
	令和7年年度	2,218	1,716	501	2,218	100.00
要管理債権	令和6年年度	199	111	36	147	73.92
	令和7年年度	173	93	31	125	72.06
三月以上延滞債権	令和6年年度	11	11	1	13	115.89
	令和7年年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和6年年度	187	99	34	133	71.30
	令和7年年度	173	93	31	125	72.06
不良債権計	令和6年年度	3,609	2,651	906	3,558	98.56
	令和7年年度	3,181	2,341	791	3,133	98.47
正常債権	令和6年年度	48,461				
	令和7年年度	46,438				
合計	令和6年年度	52,071				
	令和7年年度	49,620				

※金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(参考) 令和7年度において、部分直接償却を10百万円実施しております。

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債券の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債券です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証等」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の貸出金、「その他の資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものです。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

資金運用

●有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

年 度 種 類	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国債	3,180	12.46	3,345	14.76
地方債	1,426	5.59	3,281	14.47
社債	11,598	45.46	7,809	34.46
株式	42	0.16	42	0.18
その他の証券	9,260	36.30	8,181	36.10
合計	25,508	100.00	22,661	100.00

●有価証券の時価等情報

(単位：百万円)

年 度 項 目	令和6年度			令和7年度		
	取得価格	時価	評価損益	取得価格	時価	評価損益
満期保有目的債券	6,018	5,621	△ 397	7,592	6,471	△1,120
その他有価証券	17,557	17,426	△ 131	14,337	14,286	△ 51
株式	42	42	0	42	42	0
債券	9,878	9,618	△ 260	6,959	6,769	△ 190
その他	7,636	7,765	128	7,335	7,474	138
合計	23,576	23,047	△ 528	21,929	20,758	△1,171

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 「その他有価証券」のうち、「債券」は国債・地方債・社債、「その他」は外国証券及び投資信託等です。

●有価証券種類別・残存期間別残高

(単位：百万円、%)

年 度 種 類	令和6年度						令和7年度					
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の さだめの ないもの	種類別 合計	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の さだめの ないもの	種類別 合計
国債	—	—	—	3,500	—	3,500	—	—	—	3,500	—	3,500
地方債	11	344	200	2,400	—	2,955	11	344	1,189	3,100	—	4,644
社債	—	4,700	2,700	1,900	—	9,300	700	4,400	300	1,000	—	6,400
株式	—	—	—	—	42	42	—	—	—	—	42	42
その他の証券	—	2,300	2,300	600	3,135	8,335	600	1,400	2,300	600	3,135	8,035
合計	11	7,344	5,200	8,400	3,178	24,133	1,311	6,144	3,789	8,200	3,178	22,622

(注) 債券は額面で表示しております。

●金銭信託、デリバティブ等商品

金銭の信託、デリバティブ等商品の残高はありません。

●商品有価証券種類別平均残高

商品有価証券は保有しておりません。

その他業務

●内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分	年 度	令和6年度		令和7年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	38,938	33,336	38,100	31,202
	他の金融機関から	59,429	33,674	57,843	32,966
代金取立	他の金融機関向け	—	—	—	—
	他の金融機関から	—	—	—	—

●外貨建資産残高

該当はありません。

●外国為替取扱高

該当はありません。

●国債窓販実績

(単位：百万円)

項 目	年 度	令和6年度	令和7年度
国債		—	—

●公共債引受額

該当事項はありません。

●代理貸付残高の内訳

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
全国信用協同組合連合会	—	—	—	—
商工組合中央金庫	0	0.66	—	—
日本政策金融公庫	0	0.57	0	0.66
住宅金融支援機構	99	94.51	85	95.46
福祉医療機構	4	4.14	3	3.87
合計	105	100.00	90	100.00

●債務保証見返担保別残高

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当組合預金積金	—	—	—	—
不動産	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
小計	—	—	—	—
信用保証協会・信用保険	0	10.48	—	—
保証	6	89.51	11	100.00
その他	—	—	—	—
合計	7	100.00	11	100.00

自己資本の充実の状況について

定性的な開示事項

●自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、及び利益剰余金等により構成されております。
なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

・普通出資	①発行主体：富山県信用組合	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：1,163百万円
・非累積的永久優先出資	①発行主体：富山県信用組合	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：3,065百万円

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しては、自己資本比率規制に対応した所要自己資本管理と内部管理としての統合的リスク管理で自己資本充実度の評価を行っております。

統合的リスク管理においては、計量化されたリスク量（市場リスク量等）が定められた各リスク限度の範囲内に収まっているか、さらに、一定の条件下で計測されたリスク量などを四半期毎にモニタリングして、自己資本が十分であるかどうかを評価する態勢になっております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明	信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。
管理方針・体制	当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性・公共性・流動性・成長性・収益性の5原則に則した、厳格な審査基準に基づく審査を行うとともに、問題債権については融資実行後も定期的に信用状況の再評価を行うなど、日常管理の徹底にも留意しております。
評価・計測	当組合では、「資産自己査定実施規程」および「償却・引当規程」に基づいた適切な資産の自己査定を行い、貸出金等の資産内容の健全性を厳しくチェックし、回収ができないと見込まれる金額については全額引当処理し、資産内容の健全性に努めております。

●貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「資産自己査定実施規程」および「償却・引当規程」に基づき、一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金にあたる破綻懸念先は、担保・保証を除いた未保全額に対して個別債権ごとにキャッシュフローを控除した金額と貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じた金額を合算し算出しており、実質破綻先・破綻先は担保・保証を除いた未保全額の全額を算出しております。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

- リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。
適格格付機関 株式会社格付投資情報センター（R&I） 株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's） スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）
- リスク・ウェイトの判定にあたり使用するカントリーリスク・スコアは、主に以下の通りです。

エクスポートジャー	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポートジャー	日本貿易保険

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートジャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートジャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポートジャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公営企業等金融機関、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がAーまたはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートジャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合預金です。

●派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

該当事項はありません。

●証券化エクスポートジャーに関する事項

該当事項はありません。

自己資本の充実の状況について

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明	オペレーショナル・リスクについては、主なものとして事務リスク・システムリスクが挙げられ、また、それ以外として法務リスク、人事労務リスク、災害・犯罪リスクがあります。事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことによるリスクをいい、システムリスクとは、コンピュータの不正使用、システムのダウンまたは誤作動等システムの不備、さらにデータ改ざん、情報漏洩等のリスクをいいます。
管理方針・体制	当組合では、事務リスクについて、監査部門による全部店への定例監査を年1回実施するほかフォローアップ監査を実施するとともに、各営業店においても毎月店内検査の実施を義務付け、事故の未然防止に努めております。また、業務推進部事務統括課は、事務規定・各種マニュアルに基づき適切な事務指導を実施するとともに、総務部および関連部により事務処理の厳正化と事務ミスや不正を未然防止するための内部管理態勢の充実・強化を図っております。 システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき、システムの安全稼働やセキュリティに万全を期して、障害等の発生を未然に防止するとともに、また発生した場合は、早期の回復、被害・影響の極小化を図ることで、損失を最小限に止めるよう努めております。 それ以外のリスクの管理体制についても、各リスク担当部署により必要なチェックおよび対策を講じるなど、各リスクごとの管理強化に努めております。
評価・計測	事務リスクについては、内部監査の実施結果および「オペリスク損失事象報告」の内容確認等を行うとともに、システムリスクについては、「システムリスク定期チェック票」に基づき関連部署で全店のシステムチェックを行い、問題・課題等を把握しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法は、「標準的計測方法」を採用しております。

具体的には、以下の算式によりオペレーショナル・リスク相当額の算出を行っております。

事業規模指標 (BI) × 掛目 (12%) × 1 (内部損失乗数)

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要に関する事項

リスクの説明	株式・出資等については、金利・株価等の市場環境の変化や、株式保有先企業・出資先企業の業績悪化・破綻等により、当組合が保有する資産の価値が低下し損失を被るリスクがあります。
管理方針・体制	当組合では、余裕資金の運用と管理についての基準を定めた「余資運用規程」を基本規程とするとともに、株式等の有価証券の運用・管理については「市場リスク管理規程」「有価証券減損処理要領」の各規程に基づき、適正に運用・管理しております。 なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定めた各規程、および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正に処理しております。
評価・計測	株式については、毎月末の市場価格を基に時価・評価損益を算出しALM委員会に報告するとともに、出資先の決算書等により経営状況の確認を行っております。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明	金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、預金・貸出金・有価証券など）が、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響のことをいいます。
管理方針・体制	当組合では、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響については、定期的に評価・計測を行い、常勤会に報告のうえ適切な対応をとる体制としております。
評価・計測	一定の市場金利の変動（金利ショック）を想定した場合の銀行勘定の金利リスク量や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収支への影響度などについて、ALMシステムにより定期的な計測を行い、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる4EVEに関する事項

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年 ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 5年
- ・コア預金（注）およびその前提は、金融庁が定める保守的な前提を用い、その金利改定の平均満期は2.5年としております。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は、考慮しておりません。
- ・通貨については、1通貨円のみであり、それ以外の通貨は保有しておりません。
- ・スプレッドに関する前提は、考慮しておりません。 ・内部モデルは使用しておりません。

（注）コア預金：明確な金利改定期間がなく、預金者の要求によって随時払出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のこと。

自己資本の充実の状況について

●自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目（１）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	4,451	4,690
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,280	4,228
うち、利益剰余金の額	178	479
うち、外部流出予定額（△）	7	17
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	209	144
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	209	144
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	4,661	4,834
コア資本に係る調整項目（２）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	16	13
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	16	13
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	24	34
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	41	48
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	4,620	4,785
リスク・アセット等（３）		
信用リスク・アセットの額の合計額	43,884	42,588
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	－	－
勘定間の振替分	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,728	2,652
信用リスク・アセット調整額	－	－
フロア調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額（二）	46,613	45,240
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（二））	9.91%	10.57%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況について

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	43,884	1,755	42,588	1,703
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	43,883	1,755	42,587	1,703
(i) ソブリン向け	40	1	39	1
(ii) 金融機関向け	9,391	375	9,272	370
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,670	66	1,542	—
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け（特定貸付債務向けを含む）	12,388	495	9,904	396
特定貸付債務向け	—	—	—	—
(v) 中小企業等・個人向け	—	—	—	—
(vi) 中堅中小企業等・個人向け	6,732	269	6,307	252
トランザクター向け	—	—	—	—
(vii) 抵当権付住宅ローン				
(viii) 不動産取得等事業向け				
(ix) 不動産関連向け	8,421	336	12,350	494
自己居住用不動産等向け	659	26	723	28
賃貸用不動産向け	2,019	80	2,216	88
事業用不動産関連向け	5,742	229	9,411	376
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	1,226	49
(xi) 三月以上延滞等				
(xii) 延滞等向け	4,652	186	1,295	51
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	11	0	11	0
(xiv) 信用保証協会等による保証付	945	37	842	33
(xv) 出資等				
出資等のエクスポージャー				
重要な出資のエクスポージャー				
(xvi) 株式等	42	1	55	2
(xvii) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xviii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	397	15	397	15
(xix) その他	859	34	882	35
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
④未決済取引	1	0	0	0
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,728	109	2,652	106
BI	1,818		1,768	
BIC	218		212	
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	46,613	1,864	45,240	1,809

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

6. 「その他」とは、(i)～(ix)に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産、無形固定資産、延滞税金資産が含まれます。

7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています（令和5年度計数）。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞

粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15% ÷ 8%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

9. 当組合は、標準的計画手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和6年度計数）。

10. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実の状況について

●信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く。）

(1)信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高(業種別および残存期間別) (単位：百万円)

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三ヶ月以上 延滞 エクスポージャー	延滞等 エクスポージャー
			貸出金、コミットメントおよび その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ 取引			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度		
国内	108,484	105,113	52,070	49,616	20,022	18,393	—	—	2,183	1,907
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	108,484	105,113	52,070	49,616	20,022	18,393	—	—	2,183	1,907
製造業	9,589	7,451	6,353	5,612	2,731	1,839	—	—	730	657
農業・林業	112	63	69	63	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	350	266	293	266	—	—	—	—	—	—
建設業	5,574	5,130	4,997	4,933	197	197	—	—	273	254
電気・ガス等	2,944	2,056	20	10	2,922	2,045	—	—	—	—
情報通信業	246	217	122	117	98	98	—	—	—	—
運輸業、郵便業	1,617	1,465	1,371	1,263	201	201	—	—	28	—
卸売業、小売業	3,918	3,499	3,577	3,401	296	97	—	—	120	82
金融業、保険業	42,447	41,605	6,376	6,370	5,995	5,083	—	—	—	—
不動産業	8,244	8,120	5,059	4,683	790	300	—	—	344	192
物品賃貸業	240	209	196	209	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	420	432	472	432	—	—	—	—	—	—
宿泊業	742	638	749	638	—	—	—	—	2	2
飲食業	1,865	1,908	1,316	1,321	392	587	—	—	44	56
生活関連サービス 業、娯楽業	1,146	1,089	1,376	1,089	—	—	—	—	72	—
教育、学習支援業	—	4	6	4	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	202	195	179	195	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	3,989	3,972	4,260	3,972	—	—	—	—	90	92
その他の産業	114	510	137	510	—	—	—	—	—	—
国・地公体	13,786	14,298	6,921	6,355	6,397	7,942	—	—	—	—
個人	8,723	8,163	8,213	8,163	—	—	—	—	475	569
その他	2,204	2,184	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	108,484	103,484	52,070	49,616	20,022	18,393	—	—	2,183	1,907
1年以下	37,485	33,466	5,932	6,502	902	1,297	—	—		
1年超 3年以下	8,524	12,920	4,211	3,834	4,940	5,034	—	—		
3年超 5年以下	8,056	9,780	6,716	8,821	2,360	959	—	—		
5年超 7年以下	10,867	9,073	8,213	6,347	2,026	2,726	—	—		
7年超 10年以下	12,180	8,101	8,735	7,239	1,968	861	—	—		
10年超	25,361	24,173	18,043	16,658	7,823	7,515	—	—		
期間の定めのないもの	3,849	3,840	218	212	—	—	—	—		
その他	2,158	2,127	—	0	—	—	—	—		
残存期間別合計	108,484	103,484	52,070	49,616	20,022	18,393	—	—		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等の資産や宗教法人、社団等が含まれます。
4. 業種別残高は、リスク・アセット算出支援システムのデータに基づいて算出しております。

自己資本の充実の状況について

(2)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	年 度	期首残高	当期増減	期末残高
一般貸倒引当金	令和6年度	207	1	209
	令和7年度	209	△ 64	144
個別貸倒引当金	令和6年度	1,117	△ 247	870
	令和7年度	870	△ 110	759
合 計	令和6年度	1,325	△ 246	1,079
	令和7年度	1,079	△ 175	903

(3)業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業種別	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減		期末残高			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製造業	262	203	△ 58	△ 29	203	173	20	—
農業・林業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	255	189	△ 65	△ 36	189	153	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	10	9	0	△ 9	9	—	—	—
卸売業、小売業	166	123	△ 43	△ 30	123	93	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	289	263	△ 25	0	263	263	7	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	8	—	△ 8	—	—	—	6	—
飲食業	31	20	△ 11	5	20	26	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	76	44	△ 31	△ 7	44	37	7	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地公体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	17	14	△ 2	△ 2	14	12	2	—
合計	1,117	870	△ 247	△ 110	870	759	44	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4)標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	令和6年度	1,092	—	1,092	—	—	0%
	令和7年度	1,037	—	1,037	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	令和6年度	3,401	—	3,401	—	—	0%
	令和7年度	3,409	—	3,409	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	令和6年度	100	—	100	—	—	0%
	令和7年度	100	—	100	—	—	0%
国際決済銀行等向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	令和6年度	9,063	—	9,063	—	—	0%
	令和7年度	10,062	—	10,062	—	—	0%

自己資本の充実の状況について

(単位：百万円)

		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	令和6年度	384	—	384	—	—	0%
	令和7年度	373	—	373	—	—	0%
我が国の政府関係機関向け	令和6年度	400	—	400	—	40	10%
	令和7年度	395	—	395	—	39	10%
地方三公社向け	令和6年度	11	—	11	—	—	0%
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	令和6年度	40,986	—	40,986	—	9,391	23%
	令和7年度	40,712	—	40,712	—	9,272	23%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	令和6年度	5,036	—	5,036	—	1,670	33%
	令和7年度	4,686	—	4,686	—	1,542	33%
カバード・ボンド向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	令和6年度	17,989	1,162	17,636	—	12,388	70%
	令和7年度	14,356	1,447	14,099	2	9,904	70%
特定貸付債権向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	令和6年度	10,640	19,832	9,945	5	6,732	68%
	令和7年度	9,985	23,128	9,306	4	6,307	68%
トランザクター向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	令和6年度	7,098	—	7,069	—	8,421	119%
	令和7年度	10,188	—	10,131	—	12,350	122%
自己居住用不動産等向け	令和6年度	1,920	—	1,894	—	659	35%
	令和7年度	1,981	—	1,962	—	723	37%
賃貸用不動産向け	令和6年度	1,346	—	1,346	—	2,019	150%
	令和7年度	1,477	—	1,477	—	2,216	150%
事業用不動産関連向け	令和6年度	3,832	—	3,832	—	5,742	150%
	令和7年度	6,728	—	6,692	—	9,411	141%
その他不動産関連向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	令和6年度	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	980	—	980	—	1,226	125%
延滞等向け （自己居住用不動産等向けを除く。）	令和6年度	4,579	213	4,530	—	4,652	103%
	令和7年度	1,248	35	1,214	—	1,295	107%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	令和6年度	23	—	23	—	11	50%
	令和7年度	22	—	22	—	11	50%
取立未済手形	令和6年度	6	—	6	—	1	16%
	令和7年度	4	—	4	—	0	20%
信用保証協会等による保証付	令和6年度	9,500	0	9,482	0	945	10%
	令和7年度	8,468	—	8,445	—	842	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	令和6年度	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
株式等	令和6年度	42	—	42	—	42	100%
	令和7年度	42	—	42	—	55	130%
合計	令和6年度					42,626	
	令和7年度					41,307	

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

自己資本の充実の状況について

(5)標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）											
		0%	10%	20%	30%	35%	50%	75%	85%	100%	130%	150%	その他
現金	令和6年度	1,092	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	1,037	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	令和6年度	3,401	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	3,409	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	令和6年度	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	令和6年度	9,063	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	10,062	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	令和6年度	384	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	373	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	令和6年度	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	令和6年度	—	—	37,486	2,300	—	1,102	—	—	0	—	—	—
	令和7年度	—	—	33,148	5,693	—	1,870	—	—	0	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	令和6年度	—	—	4,839	—	—	99	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	369	3,449	—	867	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	令和6年度	—	—	2,323	—	—	6,062	—	8,816	576	—	—	—
	令和7年度	—	—	1,554	—	—	3,129	99	9,099	220	—	—	—
特定貸付債権向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	令和6年度	—	237	6	—	—	3,143	5,713	—	850	—	—	—
	令和7年度	—	208	4	—	—	2,962	5,319	—	814	—	—	—
トランザクター向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	令和6年度	—	14	—	—	295	1,585	—	—	3,135	—	5,174	—
	令和7年度	—	12	—	—	262	1,647	39	—	—	—	5,034	—
自己居住用不動産等向け	令和6年度	—	14	—	—	295	1,585	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	12	—	—	262	1,647	39	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,346	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,477	—
事業用不動産関連向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	3,135	3,135	5,174	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,556	—
その他不動産関連向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	980
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	令和6年度	—	93	0	—	—	221	—	—	444	—	634	—
	令和7年度	—	77	0	—	—	236	—	—	361	—	538	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	令和6年度	—	—	—	—	—	23	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	22	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	令和6年度	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—

自己資本の充実の状況について

(単位：百万円)

		資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）											
		0%	10%	20%	30%	35%	50%	75%	85%	100%	130%	150%	その他
信用保証協会等による保証付	令和6年度	25	9,458	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	15	8,429	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	42	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	42	—	—
合計	令和6年度	14,099	10,204	39,822	2,300	295	12,138	5,713	8,816	5,049	—	5,808	—
	令和7年度	14,998	9,124	34,712	5,693	262	9,869	5,458	9,099	1,396	3,178	5,573	980

(6)リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分（％）	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCFの加重平均値 （％）		資産の額及び与信相当額 の合計額（CCF・信用 リスク削減効果適用後）	
	オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
40%未満	66,748	40,389	0	109	0.000	0.000	66,701	40,348
40%～70%	12,138	10,655	0				12,138	10,655
75%	6,346	5,978	19,698	22,879	0.000	0.000	5,713	5,359
80%								
85%	9,170	9,353	1,162	1,447	0.000	0.002	8,816	9,099
90%～100%	5,102	2,677	225	139	0.000	0.000	5,049	2,621
105%～130%		4,158						4,158
150%	5,860	5,642	122	35	0.000	0.000	5,808	5,573
250%		22						22
400%								
1,250%								
その他								
合計	105,368	151,295	21,209	24,610				

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りします。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

●信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポート フォリオ	信用リスク削減 手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,144	1,252	5,243	5,093	—	—

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。
2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22条）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社企業再生支援機構により保証されたエクスポージャー）を含みません。

自己資本の充実の状況について

●派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項はありません。

●出資等エクスポージャーに関する事項

(1)貸借対照表計上額および時価等

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	440	—	440	—
合計	440	—	440	—

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しております。

(2)出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償却	—	0

(3)貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
評価損益	—	—

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(4)貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項はありません。

(注) 「貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式および関連会社の評価損益です。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項はありません。

●金利リスクに関する事項

IRRBB 1：金利リスク

(単位：百万円)

項番		△EVE（経済価値の変動）		△NII（期間収益の変動）	
		令6年度	令7年度	令6年度	令7年度
1	上方パラレルシフト	1,208	936	3	0
2	下方パラレルシフト	0	0	0	27
3	スティープ化	1,174	998		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,208	998	3	27
		令和6年度		令和7年度	
8	自己資本の額	4,620		4,785	

(注1) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

(注2) 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（平成31年2月18日）による改正により、2020年3月末から△NIIを開示することとなりました。

キャッシュカードを安全にご利用いただくために

偽造・盗難キャッシュカードによる被害に遭わないための注意点



◎第三者に暗証番号を知らせたり、キャッシュカードを渡したりしないでください。

◎信用組合の職員や警察官等がATMコーナーや電話等で暗証番号を聞くことはありません。ご不審な場合は、お取引店へご照会ください。

◎暗証番号をキャッシュカードに記載しないでください。また、容易に認知できるような形で暗証番号を記載したメモや暗証番号が類推される書類等を、キャッシュカードと一緒に携行・保管しないでください。



◎暗証番号をロッカー、貴重品ボックス等の金融機関の取引以外で使用しないでください。

◎キャッシュカードを自動車内等の他人の目につきやすい場所に放置しないでください。

◎キャッシュカードも通帳や印鑑と同様に、大切なものですので、厳重な管理をお願いします。また、長時間お手元からお離しにならないようにしてください。



◎ATMをご利用の際は、のぞき見されないようにしてください。

◎ATMのご利用明細書をむやみに捨てないでください。



◎通帳の記帳をできるだけ頻繁に行い、不審な取引の有無をご確認ください。

◎他の金融機関のキャッシュカードで偽造・盗難の被害に遭われた際には、当組合のキャッシュカードについても被害の有無をご確認ください。なお、当組合のキャッシュカードに被害がない場合でも暗証番号を変更されることをお勧めします。

◎キャッシュカードとカードローンカードの暗証番号は異なるものを使用することをお勧めします。

◎キャッシュカードの盗難等に気付いた際は、すみやかに当組合本支店にご連絡ください。

詳しくは、
店頭窓口のパンフレットを
ご覧ください。



法定開示項目記載一覧

ごあいさつ 2

【概況・組織】

経営理念	1
* 事業の組織（組織図）	16
* 役員の状況（理事及び監事の氏名及び役職名）	16
* 会計監査人の名称	16
* 店舗一覧（事務所の名称・所在地）	17
自動機器設置状況（キャッシュコーナー）	17
営業地域一覧	18
出資金および組合員数	16

【事業の内容】

* 営業のご案内	19～21
----------	-------

【経営内容】

* 令和7年度事業概要	3
* 経常収益	4
業務純益（損失）	4
* 経常利益（損失）	4
* 当期純利益（損失）	4
* 預金積金残高	4
* 貸出金残高	4
* 有価証券残高	4
* 総資産額	4
* 純資産額	4
* 自己資本比率	4
* 出資総額、出資総口数	4
* 出資配当金	4
出資金に対する配当率	4
* 職員数	4
* 法定監査の状況	4
代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認	4
* 貸借対照表	23
* 損益計算書	24
* 剰余金処分計算書・損失処理	24
* 業務粗利益および業務純益等	27
* 資金運用収支、役務取引等収支および その他業務収支	27
* 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り及び資金利鞘	27
* 自己資本の充実の状況について（自己資本比率明細）	33
* 自己資本比率規制に関する事項	31～40
* 受取利息および支払利息の増減 経費の内訳	27
* 総資産経常利益率	27
* 総資産当期純利益率	27
* 預貸率（期末・期中平均）	27
* 預証率（期末・期中平均）	27
* 有価証券の時価等情報	30
* 金銭信託、デリバティブ等商品	30

【資金調達】

* 預金項目別平均残高	28
* 定期預金の金利区分別残高	28
預金者別預金残高	28
財形貯蓄残高	28
職員1人当たりおよび1店舗当りの預金残高	28

【資金運用】

* 貸出金科目別平均残高	28
* 貸出金の金利区分別残高	28
* 貸出金使途別残高	28
* 貸出金業種別残高および構成比	28
職員1人当たりおよび1店舗当り貸出金残高	28
消費者ローン・住宅ローン残高	28
* 貸出金担保の種類別残高	28
* 協金法開示債権（リスク管理債権）及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況	29
* 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高 および期中の増減額	36
* 貸出金償却額	29
代理貸付残高の内訳	30
* 債務保証見返担保別残高	30
* 有価証券種類別平均残高	30
* 有価証券種類別・残存期間別残高	30
* 商品有価証券種類別平均残高	30

【経営管理態勢】

* 法令等遵守について	8
顧客保護等について	8
適切な勧誘・募集について	7
個人情報保護について	9
* 苦情処理措置・紛争解決措置の内容	10～11
* リスク管理について	11

【その他の業務】

内国為替取扱実績	30
外国為替取扱高	30
国債窓販実績	30
手数料一覧	21

【その他】

当組合のあゆみ	18
総代会制度について	12～15
報酬体系について	14

【地域貢献に関する事項】

地域貢献	5～6
地域密着型金融の取組み状況	5～6
経営者保証ガイドラインの取組み	7

* 印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」で規定されております法定開示項目です。



けんしんのマークは富山県を基本形に青海波を図案化し、地域、社会、組合員、けんしんが一体となって拡大発展することへの願いをこめております。